

- 審査事務規程の第38次改正 -

- ・ 並行輸入車・試作車・組立車にも排出ガス基準が適用されます。
- ・ 高速道路等を運行しないバスの座席ベルトの要件が緩和されます。

自動車検査独立行政法人（略称：自動車検査法人）は、平成18年6月27日に「道路運送車両の保安基準第2章及び第3章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示」（国土交通省告示・適用関係告示）の改正が行われ、これまで排出ガス基準の適用を猶予されていた並行輸入車等の排出ガス規制の非認証車についても排出ガス基準が適用されることとなったことに伴い、審査事務規程について改正を行い、18年10月1日から施行します。なお、特種自動車（8ナンバー車）については、19年4月1日から適用します。

また、18年3月31日に「道路運送車両の保安基準」が改正され、18年8月25日には「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」（国土交通省告示・細目告示）及び適用関係告示が改正され、これに伴って18年9月27日に「自動車検査業務等実施要領」の改正が行われ、高速道路等を運行しないバスについて座席ベルトの装備要件が免除されることなどに伴い、審査事務規程について改正を行い、18年10月1日から施行します。なお、これらの省令、告示及び実施要領に定められた規定のうち、今回の審査事務規程の改正に含まれていない規定については、追って審査事務規程を改正するまでの間、これらの省令、告示及び実施要領により審査を実施することとします。

主な改正の概要は、次のとおりです。

・用語関係

1.用語の定義の追加

「排出ガス非認証車」、「輸入自動車」及び「協定規則の技術的な要件」について、用語の定義を追加した。（1-3²⁹、1-3³⁰、1-3³⁸）

・排出ガス関係

1.排出ガス非認証車への排出ガス基準の適用

型式指定・装置指定等を受けていない並行輸入車・試作車・組立車（排出ガス非認証車）について、新たに、次により排出ガス基準を適用する旨の規定を定めた。（4-50-10、4-50-17、4-50-18）

- (1) 車両総重量が3.5tを超えるガソリン車（乗車定員10人以下の乗用車を除く。）

18年10月1日から19年8月31日まで： ガソリン13モード法による13年規制

19年9月1日から： JE05モード法による17年規制

- (2) 車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のディーゼル車（乗車定員10人以下の乗用車を除く。）

18年10月1日から19年8月31日まで： ディーゼル13モード法による15年規制

19年9月1日から： 10・15モード法及び11モード法による17年規制

- (3) 車両総重量が3.5tを超え12t以下のディーゼル車（乗車定員10人以下の乗用車を除く。）

18年10月1日から19年8月31日まで： ディーゼル13モード法による15年規制

19年9月1日から： JE05モード法による17年規制

- (4) 車両総重量12tを超えるディーゼル車

18年10月1日から19年8月31日まで： ディーゼル13モード法による16年規制

19年9月1日から： JE05モード法による17年規制

2. 排出ガス基準の適用を猶予する排出ガス非認証車の規定

- (1) 車両総重量3.5tを超えるディーゼル車の排出ガス非認証車については、引き続き、黒煙4モードの基準の適用を猶予する旨の規定を定めた。(4-50-1-2(2))

- (2) 排出ガス非認証車であって、以下に掲げるものについては、引き続き、無負荷急加速黒煙規制以外の排出ガス基準の適用を猶予する旨の規定を定めた。(4-50-1-2(2)、4-51-1-2(4))

長さ、巾、高さ、車両総重量、軸重又は輪荷重について、基準の適用を緩和された自動車〔トラクタ及びバスであって、正規輸入車（外国自動車メーカーと総代理店契約を結んでいる輸入業者及び外国自動車メーカーが輸入した自動車）又は国産の試作車であるものを除く。〕

全軸駆動の空港用化学消防車

駆動軸数が3軸以上の自動車（正規輸入車又は国産の試作車であるものを除く。）

- (3) 大型特殊自動車の排出ガス非認証車については、引き続き、無負荷急加速黒煙規制以外の排出ガス基準の適用を猶予する旨の規定を定めた。(4-50-1-2(3)、4-51-1-2(4))

3. 排出ガス基準に係る従前規定の適用表の改正

排出ガス基準に係る従前規定の適用表に「排出ガス非認証車」を追加した。(4-50-5~9、4-50-11、4-50-13~16、4-50-20~26)

．その他

1．高速道路等を運行しないバスの座席ベルト要件の緩和

高速道路等を運行しないバスについて、その製作年によらず、運転者席及びこれと並列の座席を除いて、座席ベルトの義務付けが廃止されたことに伴い、自動車検査証の備考欄に「高速道路等を運行しない」旨を記載することについて規定した。(3-3-15、3-4-9、4-36-1(5)、5-36-1(5))

2．座席ベルト等の装備要件等に関する改正

乗用車等の後席中央に三点式座席ベルトの装備を義務付ける規定を定めるとともに、国連協定規則の採用に伴う座席ベルトと座席ベルト取付装置の技術的要件に係る規定を改正し、平成24年7月1日以降から製作される自動車に適用する旨を定めた。(4-36、5-36)

3．並行輸入二輪車の基準適合性についての改正

制動装置の技術基準に適合している並行輸入二輪車の一覧表について、適合型式の追加及び指定番号の訂正を行った。(別添2別表第2)

4．その他

審査事務規程の誤りを訂正するため、所要の改正を行った。

審査事務規程の全文は当法人ホームページ (<http://www.navi.go.jp/>)
「審査事務規程」 に掲載しています。

お問い合わせ先

〒160-0003 東京都新宿区本塩町8-2 住友生命四谷ビル
自動車検査法人本部 業務部業務課 原 口・佐々木
電話 03-5363-3441 (代表)
03-5363-3519 (直通)
FAX 03-5363-3347
E-mail gyoumuka@navi.go.jp

新	旧
<p>1 - 3 用語の定義 この規程における用語の定義は、法第2条に定めるもののほか、次に定めるところによる。 ~ 28 (略)</p> <p><u>29</u> 「排出ガス非認証車」とは、普通自動車、小型自動車及び大型特殊自動車であって、型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車、自動車型式認証実施要領別添2の新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱制度に基づく輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外のものをいう。</p> <p><u>30</u> 「輸入自動車」とは、本邦に輸入された自動車をいう。</p> <p><u>31</u> 「並行輸入自動車」とは、輸入自動車のうち、指定自動車等以外のものをいう。</p> <p><u>32</u> 「三輪自動車」とは、3個の車輪を備える自動車であって、<u>33</u>のいずれかに該当するもの以外のものをいう。</p> <p><u>33</u> (略)</p> <p><u>34</u> 「車両中心線」とは、直進姿勢にある自動車を平たんな面に置いたときの次に掲げる直線とする。 ア~イ (略) ウ 二輪自動車及び側車付二輪自動車(<u>33</u>イに規定する側車付二輪自動車を除く。)にあっては、前後車輪(側車付二輪自動車の側車輪を除く。)のタイヤ接地部中心点を通る直線 エ <u>33</u>イに規定する側車付二輪自動車にあっては、前車輪のタイヤ接地部中心点を通り、かつ、後車輪を含む鉛直面に垂直な直線 オ (略)</p> <p><u>35</u> ~ <u>37</u> (略)</p> <p><u>38</u> 「協定規則の技術的な要件」とは、国土交通省自動車交通局技術安全部技術企画課長及び審査課長の通知「細目告示等における技術的要件として引用した協定規則について」(平成18年9月29日国自技第148号の2・国自審第949号の2)別添をいう。</p> <p><u>39</u> 「四輪以上の自動車」とは、4個以上の車輪を備える自動車であって、<u>33</u>アに該当するもの以外のものをいう。</p> <p><u>40</u> ~ <u>47</u> (略)</p> <p>3 - 3 15 備考欄 (1) 検査証の備考欄への記載が必要な次表左欄に掲げる自動車について、同表中央欄の記載内容を同表右欄の例により検査票2の備考欄に記載する。また、その他必要な事項についても必要に応じて記載する。</p>	<p>1 - 3 用語の定義 この規程における用語の定義は、法第2条に定めるもののほか、次に定めるところによる。 ~ 28 (略)</p> <p><u>29</u> 「並行輸入自動車」とは、本邦に輸入された自動車のうち、指定自動車等以外のものをいう。</p> <p><u>30</u> 「三輪自動車」とは、3個の車輪を備える自動車であって、<u>27</u>のいずれかに該当するもの以外のものをいう。</p> <p><u>31</u> (略)</p> <p><u>32</u> 「車両中心線」とは、直進姿勢にある自動車を平たんな面に置いたときの次に掲げる直線とする。 ア~イ (略) ウ 二輪自動車及び側車付二輪自動車(<u>27</u>イに規定する側車付二輪自動車を除く。)にあっては、前後車輪(側車付二輪自動車の側車輪を除く。)のタイヤ接地部中心点を通る直線 エ <u>27</u>イに規定する側車付二輪自動車にあっては、前車輪のタイヤ接地部中心点を通り、かつ、後車輪を含む鉛直面に垂直な直線 オ (略)</p> <p><u>33</u> ~ <u>35</u> (略)</p> <p><u>36</u> 「四輪以上の自動車」とは、4個以上の車輪を備える自動車であって、<u>27</u>アに該当するもの以外のものをいう。</p> <p><u>37</u> ~ <u>44</u> (略)</p> <p>3 - 3 15 備考欄 (1) 検査証の備考欄への記載が必要な次表左欄に掲げる自動車について、同表中央欄の記載内容を同表右欄の例により検査票2の備考欄に記載する。また、その他必要な事項についても必要に応じて記載する。</p>

記載を要する自動車	記載事項	記載例
1. ~ 27. (略)	(略)	(略)
28. 専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車であって、高速道路等を運行しない自動車(昭和 62 年 8 月 31 日以前に製作された自動車を除く。)	高速道路等を運行しない旨	高速道路等を運行しない自動車として保安基準に適合
(2) ~ (5) (略)		
3 - 4 9 高速道路等を運行しない旨の自動車の通知		
4 - 36 - 1 (5) 及び 5 - 36 - 1 (5) の規定により、高速道路等を運行しない自動車として審査を行った場合には、新規検査、構造等変更検査及び予備検査にあつては検査票 2 の備考欄、継続検査にあつては検査票 1 の備考欄にそれぞれ「高速道路等を運行しない自動車として保安基準に適合」と記載し、審査依頼元に通知する。		
4 - 17 二輪車の制動装置		
4 - 17 - 2 - 2 視認等による審査		
(1) (略)		
(2) 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。(細目告示第 15 条第 4 項関係、細目告示第 93 条第 4 項関係)		
~ (略)		
主制動装置は、2 個の独立した操作装置を有し、1 個により前車輪を含む車輪を制動し、他の 1 個により後車輪を含む車輪を制動すること。この場合において、4 - 15 - 2 - 1 (3) 後段の規定を準用する。ただし、1 - 3 ³³ イの側車付二輪自動車であつて、1 個の操作装置により全ての車輪を制動する主制動装置を有するものにあつては、この限りでない。(細目告示第 93 条第 4 項第 3 号関係)		
(略)		
4 - 17 - 6 - 2 - 2 視認等による審査		
制動装置は、次の基準に適合するものでなければならない。		
(略)		
主制動装置は、2 個の独立した操作装置を有し、1 個により前車輪を含む車輪を制動し、他の 1 個により後車輪を含む車輪を制動すること。この場合において、4 - 15 - 2 - 1 (3) 後段の規定を準用する。ただし、1 - 3 ³³ イの側車付二輪自動車であつて、1 個の操作装置により全ての車輪を制動する主制動装置を有するものにあつては、この限りでない。		
(略)		
(2) ~ (5) (略)		
4 - 17 二輪車の制動装置		
4 - 17 - 2 - 2 視認等による審査		
(1) (略)		
(2) 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。(細目告示第 15 条第 4 項関係、細目告示第 93 条第 4 項関係)		
~ (略)		
主制動装置は、2 個の独立した操作装置を有し、1 個により前車輪を含む車輪を制動し、他の 1 個により後車輪を含む車輪を制動すること。この場合において、4 - 15 - 2 - 1 (3) 後段の規定を準用する。ただし、1 - 3 ²⁷ イの側車付二輪自動車であつて、1 個の操作装置により全ての車輪を制動する主制動装置を有するものにあつては、この限りでない。(細目告示第 93 条第 4 項第 3 号関係)		
(略)		
4 - 17 - 6 - 2 - 2 視認等による審査		
制動装置は、次の基準に適合するものでなければならない。		
(略)		
主制動装置は、2 個の独立した操作装置を有し、1 個により前車輪を含む車輪を制動し、他の 1 個により後車輪を含む車輪を制動すること。この場合において、4 - 15 - 2 - 1 (3) 後段の規定を準用する。ただし、1 - 3 ²⁶ イの側車付二輪自動車であつて、1 個の操作装置により全ての車輪を制動する主制動装置を有するものにあつては、この限りでない。		
(略)		

4 - 36 座席ベルト等

4 - 36 - 1 装備要件

(1) 次の表の左欄に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。)には、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、同表の中欄に掲げるその自動車の座席〔4 - 34 - 1 - 2 (1)アからオまでに掲げる座席(イに掲げる座席にあつては、座席の後面部分のみが折り畳むことができるものを除く。)及び幼児専用車の幼児用座席を除く。〕の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止し、又は上半身を過度に前傾することを防止するため、それぞれ同表の右欄に掲げる座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えなければならない。(保安基準第 22 条の 3 第 1 項関係)

自動車の種別	座席の種別	座席ベルトの種別
専ら乗用の用に供する自動車であつて、次に掲げるもの ア 乗車定員 10 人未満の自動車 イ 乗車定員 10 人以上の自動車であつて、車両総重量が 3.5t 以下のもの(に掲げるものを除く。)	運転者席その他の座席であつて、前向きのもの(この表において「前向き座席」という。)	当該座席の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止し、かつ、上半身を過度に前傾することを防止するための座席ベルト(この表において「第二種座席ベルト」という。)
	上欄に掲げる座席以外の座席	当該座席の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止するための座席ベルト(第二種座席ベルトを除く。この表において「第一種座席ベルト」という。)又は第二種座席ベルト
専ら乗用の用に供する自動車であつて、乗車定員 10 人以上のもの(イ及び に掲げるものを除く。)	前向き座席(4 - 36 - 1(2)アの基準に適合するものを除く。)	第二種座席ベルト
	上欄に掲げる座席以外の座席	第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト

4 - 36 座席ベルト等

4 - 36 - 1 装備要件

(1) 次の表の左欄に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。)には、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、同表の中欄に掲げるその自動車の座席〔4 - 34 - 1 - 2 (1)アからオまでに掲げる座席(イに掲げる座席にあつては、座席の後面部分のみが折り畳むことができるものを除く。)及び幼児専用車の幼児用座席を除く。〕の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止し、又は上半身を過度に前傾することを防止するため、それぞれ同表の右欄に掲げる座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えなければならない。(保安基準第 22 条の 3 第 1 項関係)

自動車の種別	座席の種別	座席ベルトの種別
専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車であつて、乗車定員 10 人以下の自動車	運転者席その他の自動車の側面に隣接する座席であつて前向きのもの(以下この表において「運転者席等」という。)	当該座席の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止し、かつ、上半身を過度に前傾することを防止するための座席ベルト(以下「第二種座席ベルト」という。)
	運転者席等以外の座席	当該座席の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止するための座席ベルト(第二種座席ベルトを除く。以下「第一種座席ベルト」という。)又は第二種座席ベルト
普通自動車(専ら乗用の用に供する自動車であつて、乗車定員 10 人以下のもの及び高速自動車国道等に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車を除く。)並びに小型自動車及び軽自動車(乗車定員 10 人以下のものを除く。)	すべての座席	第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト

専ら乗用の用に供する自動車であつて、乗車定員 10 人以上のもの(高速道路等において運行しないものに限る。)	運転者席及びこれと並列の座席	第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト	普通自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車であつて、高速自動車国道等に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車に限る。)	運転者席及びこれと並列の座席	第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト
貨物の運送の用に供する自動車であつて、車両総重量が 3.5t 以下のもの	前向き座席のうち、運転者席及びこれと並列の座席並びに自動車の側面に隣接する座席(4-36-1(2)イの基準に適合するものを除く。)	第二種座席ベルト			
	上欄に掲げる座席以外の座席	第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト			
貨物の運送の用に供する自動車であつて、車両総重量が 3.5t を超えるもの	前向き座席のうち、運転者席及びこれと並列の座席(4-36-1(2)イの基準に適合するものを除く。)	第二種座席ベルト			
	上欄に掲げる座席以外の座席	第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト			

(2) (1)の表中の座席の種別欄の基準は、次に掲げる基準とする。(細目告示第 108 条第 1 項関係)

ア 当該座席について、専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車の座席に着席している座席ベルトを装着した乗員が接触するおそれのある車両内部の構造を有さないもの又は接触するおそれのある車両内部の構造が協定期則第 80 号の技術的な要件〔協定期則第 80 号改訂補足第 1 改訂版の技術的な要件(規則 5、6、及び 7. に限る。)をいう。〕に定める基準に適合するものであること。

イ 貨物の運送の用に供する自動車の運転者席と並列の座席であつて、車両の中心位置に備える座席に着席している座席ベルトを装着した乗員が前面ガラスに接触するおそれのない構造を有しているものであること。

(3) ~ (4) (略)

(5) 専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車(昭和 62 年 8 月 31 日以前に製作された自動車を除く。)であつて、運転者席及びこれと並列の座席以外の座席のうち、第一種座席ベルト又は第二種座席ベルトが備えられていない座席がある自動車については、高速道路等を運行しない自動車として審査を行うものとする。

4-36-2 性能要件(書面等による審査)

(1) 4-36-1 に規定する座席ベルトの取付装置は、座席ベルトから受ける荷重等に十分耐え、かつ、取り付けられる座席ベルトが有効に作用し、かつ、乗降の支障とならないものとして強度、取付位置等に関し、書面その他適切な方法により審査した場合に、

(2) (1)の表中の「自動車の側面に隣接する座席」とは、座席の中心部の前縁から、奥行の方向に水平距離で 20cm の位置における座席の側端からその高さにおける客室内壁面(ホイールハウス、肘かけその他の突起物及び局部的なくぼみ部を除く。)までの水平距離が 20cm を超える座席以外の座席とする。(細目告示第 30 条第 1 項関係、細目告示第 108 条第 1 項関係)

(3) ~ (4) (略)

4-36-2 性能要件(書面等による審査)

(1) 4-36-1 の座席ベルトの取付装置は、座席ベルトから受ける荷重等に十分耐え、かつ、取り付けられる座席ベルトが有効に作用し、かつ、乗降の支障とならないものとして強度、取付位置等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示

協定規則第 14 号の技術的な要件〔協定規則第 14 号第 6 改訂補足第 2 改訂版の技術的な要件(規則 5、6、及び 7 に限る。)をいう。〕に定める基準に適合するものでなければならぬ。

この場合において、次に掲げる座席ベルトの取付装置であって損傷のないものは、この基準に適合するものとする。(保安基準第 22 条の 3 第 2 項関係、細目告示第 30 条第 2 項関係、細目告示第 108 条第 4 項関係)

指定自動車等に備えられている座席ベルトの取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた座席ベルトの取付装置

法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた座席ベルトの取付装置又はこれに準ずる性能を有する座席ベルトの取付装置

- (2) 4 - 36 - 1 に規定する座席ベルトは、当該自動車が発突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に操作等を行うことができるものとして構造、操作性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、協定規則第 16 号の技術的な要件〔協定規則第 16 号第 4 改訂補足第 16 改訂版の技術的な要件(規則 6、7、及び 8 に限る。)をいう。〕に定める基準に適合するものでなければならぬ。

この場合において、次に掲げる座席ベルトであって装着者に傷害を与えるおそれのある損傷、擦過痕等のないものは、この基準に適合するものとする。(保安基準第 22 条の 3 第 3 項関係、細目告示第 30 条第 3 項関係、細目告示第 108 条第 5 項関係)

指定自動車等に備えられている座席ベルトと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた座席ベルト

協定規則第 16 号の技術的な要件〔協定規則第 16 号第 4 改訂補足第 16 改訂版の技術的な要件(規則 6、7、及び 8 に限る。)をいう。〕に定める基準に適合する座席ベルトに準ずる性能を有する座席ベルト

4 - 36 - 4 適用関係の整理

(1) ~ (4) (略)

- (5) 平成 24 年 6 月 30 日以前に製作された自動車については、4 - 36 - 9(従前規定の適用)の規定を適用する。(適用関係告示第 20 条第 7 項関係)

4 - 36 - 8 従前規定の適用

(略)

4 - 36 - 8 - 1 装備要件

- (1) 次の表の左欄に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。)には、当該自動車が発突等による衝撃を受けた場合において、同表中欄に掲げるその自動車の座席〔4 - 34 - 1 - 2 (1)アからオまでに掲げる座席(イ

別添 31「座席ベルト取付装置の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならぬ。(保安基準第 22 条の 3 第 2 項関係、細目告示第 30 条第 2 項関係、細目告示第 108 条第 4 項関係)

- (2) 指定自動車等に備えられている座席ベルトの取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた取付装置であって、損傷のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第 108 条第 5 項関係)

- (3) 4 - 36 - 1 の座席ベルトは、当該自動車が発突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に操作等を行うことができるものとして構造、操作性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 32「座席ベルトの技術基準」に定める基準に適合するものでなければならぬ。(保安基準第 22 条の 3 第 3 項関係、細目告示第 30 条第 3 項関係、細目告示第 108 条第 6 項関係)

- (4) 指定自動車等に備えられている座席ベルトと同一の座席ベルト又は JIS D 4604「自動車用シートベルト」若しくはこれと同程度以上の規格に適合した座席ベルトであって、所定の性能を保持し、及び装着者に傷害を与えるおそれのある損傷、擦過痕等のないものは、(3)の基準に適合するものとする。(細目告示第 108 条第 6 項関係)

4 - 36 - 4 適用関係の整理

(1) ~ (4) (略)

4 - 36 - 8 従前規定の適用

(略)

4 - 36 - 8 - 1 装備要件

- (1) 次の表の左欄に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。)には、当該自動車が発突等による衝撃を受けた場合において、同表中欄に掲げるその自動車の座席〔4 - 34 - 1 - 2 (1)アからオまでに掲げる座席(イ

に掲げる座席にあっては、座席の後面部分のみが折り畳むことができるものを除く。)及び幼児専用車の幼児用座席を除く。)の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止し、又は上半身を過度に前傾することを防止するため、それぞれ同表の右欄に掲げる座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えなければならない。

自動車の種別	座席の種別	座席ベルトの種別
専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車であって、乗車定員 10 人以下の自動車	運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接するもの	三点式座席ベルト等少なくとも当該座席の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止し、かつ、上半身を過度に前傾することを防止するための座席ベルト（この表において「第二種座席ベルト」という。）
	運転者席及びこれと並列の座席以外の座席	二点式座席ベルト等少なくとも乗車人員の腰部の移動を拘束し、乗車人員が座席の前方に移動することを防止するための座席ベルト（第二種座席ベルトを除く。この表において「第一種座席ベルト」という。）又は第二種座席ベルト
普通自動車（専ら乗用の用に供する自動車であって、乗車定員 10 人以下のもの及び高速道路等に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車を除く。）並びに小型自動車及び軽自動車（乗車定員 10 人以下のものを除く。）	すべての座席	第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト
普通自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車であって、高速道路等に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車に限る。）	運転者席及びこれと並列の座席	第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト

(2)～(4) (略)

に掲げる座席にあっては、座席の後面部分のみが折り畳むことができるものを除く。)及び幼児専用車の幼児用座席を除く。)の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止し、又は上半身を過度に前傾することを防止するため、それぞれ同表の右欄に掲げる座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えなければならない。

自動車の種別	座席の種別	座席ベルトの種別
専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車であって、乗車定員 10 人以下の自動車	運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接するもの	三点式座席ベルト等少なくとも当該座席の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止し、かつ、上半身を過度に前傾することを防止するための座席ベルト（以下「第二種座席ベルト」という。）
	運転者席及びこれと並列の座席以外の座席	二点式座席ベルト等少なくとも乗車人員の腰部の移動を拘束し、乗車人員が座席の前方に移動することを防止するための座席ベルト（第二種座席ベルトを除く。以下「第一種座席ベルト」という。）又は第二種座席ベルト
普通自動車（専ら乗用の用に供する自動車であって、乗車定員 10 人以下のもの及び高速自動車国道等に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車を除く。）並びに小型自動車及び軽自動車（乗車定員 10 人以下のものを除く。）	すべての座席	第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト
普通自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車であって、高速自動車国道等に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車に限る。）	運転者席及びこれと並列の座席	第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト

(2)～(4) (略)

4 - 36 - 9 従前規定の適用

平成 24 年 6 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 20 条第 7 項関係)

4 - 36 - 9 - 1 装備要件

(1) 次の表の左欄に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。)には、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、同表中欄に掲げるその自動車の座席(4 - 34 - 1 - 2 (1)アからオまでに掲げる座席(イに掲げる座席にあつては、座席の後面部分のみが折り畳むことができるものを除く。))及び幼児専用車の幼児用座席を除く。)の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止し、又は上半身を過度に前傾することを防止するため、それぞれ同表右欄に掲げる座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えなければならない。

自動車の種別	座席の種別	座席ベルトの種別
専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車であつて、乗車定員 10 人以下の自動車	運転者席その他の自動車の側面に隣接する座席であつて前向きのもの(この表において「運転者席等」という。)	当該座席の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止し、かつ、上半身を過度に前傾することを防止するための座席ベルト(この表において「第二種座席ベルト」という。)
	運転者席等以外の座席	当該座席の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止するための座席ベルト(第二種座席ベルトを除く。この表において「第一種座席ベルト」という。)
普通自動車(専ら乗用の用に供する自動車であつて、乗車定員 10 人以下のもの及び高速道路等に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車を除く。)並びに小型自動車及び軽自動車(乗車定員 10 人以下のものを除く。)	すべての座席	第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト

普通自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車であって、高速道路等に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車に限る。）	運転者席及びこれと並列の座席	第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト
--	----------------	--------------------

(2) (1)の表中の「自動車の側面に隣接する座席」とは、座席の中心部の前縁から、奥行の方向に水平距離で 20cm の位置における座席の側端からその高さにおける客室内壁面（ホイールハウス、肘かけその他の突起物及び局部的なくぼみ部を除く。）までの水平距離が 20cm を超える座席以外の座席とする。

(3) (1)の表中の「第二種座席ベルト」とは、三点式座席ベルト等少なくとも乗車人員の腰部の移動を拘束し、かつ、上半身が前方に倒れることを防止することのできるものをいう。

(4) (1)の表中の「第一種座席ベルト」とは、二点式座席ベルト等少なくとも乗車人員の腰部の移動を拘束することのできるものをいう。

4 - 36 - 9 - 2 性能要件（書面等による審査）

(1) 4 - 36 - 9 - 1 (1)の座席ベルトの取付装置は、座席ベルトから受ける荷重等に十分耐え、かつ、取り付けられる座席ベルトが有効に作用し、かつ、乗降の支障とならないものとして強度、取付位置等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示の改正告示（平成 18 年国土交通省告示第 978 号）による改正前の細目告示別添 31「座席ベルト取付装置の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。

(2) 指定自動車等に備えられている座席ベルトの取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた取付装置であって、損傷のないものは、(1)の基準に適合するものとする。

(3) 4 - 36 - 9 - 1 (1)の座席ベルトは、当該自動車衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に操作等を行うことができるものとして構造、操作性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示の改正告示（平成 18 年国土交通省告示第 978 号）による改正前の細目告示別添 32「座席ベルトの技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。

(4) 指定自動車等に備えられている座席ベルトと同一の座席ベルト又は JIS D 4604「自動車用シートベルト」若しくはこれと同程度以上の規格に適合した座席ベルトであって、所定の性能を保持し、及び装着者に傷害を与えるおそれのある損傷、擦過痕等のないものは、(3)の基準に適合するものとする。

4 - 50 排気管からの排出ガス発散防止性能

4 - 50 - 1 - 2 書面等による審査

(1) (略)

4 - 50 排気管からの排出ガス発散防止性能

4 - 50 - 1 - 2 書面等による審査

(1) (略)

[排出ガス非認証車の適用猶予]

(2) 普通自動車及び小型自動車の排出ガス非認証車であって、及びに掲げるものについては、設備・体制整備等を行い試験の実施が可能となる環境が整うまでの間、それぞれ及びに掲げる(1)の規定は適用しない。(適用関係告示第28条第84項関係)

平成18年10月1日以降に製作された普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のものを除く。)であって、車両総重量3.5t(軽油を燃料とする自動車であって、平成19年8月31日以前に製作されたもの)については、2.5tを超えるものうち、次のいずれかに該当するものについては、(1)、及びの規定

ア 保安基準第55条の規定により保安基準第2条、第4条又は第4条の2の規定を適用しないものとされた普通自動車及び小型自動車(牽引自動車及び専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動車であって、本邦において自動車を製作することを業とする者が製作したもの又は自動車を輸入することを業とする者が輸入したものであって外国において本邦に輸出される自動車を製作することを業とする者から自動車を輸入する契約を締結している者が当該契約に基づいて輸入したものを(外国において本邦に輸出される自動車を製作することを業とする者が自ら輸入した自動車を含む。))を除く。]

イ 空港整備法(昭和31年法律第80号)第2条第1項に規定する空港の管理者が使用する消防自動車(すべての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えたものに限る。)

ウ ア又はイに掲げる普通自動車及び小型自動車以外のものであって、3軸以上の車軸に動力を伝達できる動力伝達装置を備えたもの〔本邦において自動車を製作することを業とする者が製作した自動車又は自動車を輸入することを業とする者が輸入した自動車であって外国において本邦に輸出される自動車を製作することを業とする者から自動車を輸入する契約を締結している者が当該契約に基づいて輸入したものを(外国において本邦に輸出される自動車を製作することを業とする者が自ら輸入した自動車を含む。))を除く。]

平成18年10月1日以降に製作された軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のものを除く。)であって、車両総重量3.5tを超えるもの(に規定する自動車を除く。)については、(1)の規定

(3) 大型特殊自動車の排出ガス非認証車については、設備・体制整備等を行い試験の実施が可能となる環境が整うまでの間、(1)、及びの規定は適用しない。(適用関係告示第28条第84項関係)

[並行輸入車・試作車等]

(2) 4-50-1-2(1)に規定する自動車(型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車、自動車型式認証実施要領別添2の新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱制度に基づく輸入自動車特別取扱を受けた自動車を除く。)であって、平成19年8月31日以前に製作されたものについては、4-50-1-2(1)の規定は適用しない。

(3) 普通自動車、小型自動車、軽自動車及び大型特殊自動車(型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車、自動車型式認証実施要領別添2の新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱制度に基づく輸入自動車特別取扱を受けた自動車を除く。)のうち次に掲げる自動車については、設備・体制整備等を行い試験の実施が可能となる環境が整うまでの間、(1)の規定は適用しない。(適用関係告示第28条第84項関係)

普通自動車及び小型自動車であって、次に掲げるもの以外のもの

ア 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のもの

イ 車両総重量3.5t(平成15年8月31日以前に製作されたガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車及び平成19年8月31日以前に製作された軽油を燃料とする自動車)であって、2.5t)以下のもの

大型特殊自動車

4 - 50 - 5 従前規定の適用

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車(2 サイクルの原動機を有する軽自動車及び二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。) を除く。) であって、平成 19 年 8 月 31 日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成 17 年 10 月 1 日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。) については、次の適用表 の区分の欄に掲げる規制年等の区分に応じ、4 - 50 - 1 - 1 の規定の適用にあつては同表のアイドリング規制値の欄に掲げる値、4 - 50 - 1 - 2 (1) の規定の適用にあつては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。
適用表 ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする乗車定員が 10 人以下である乗用自動車(2 サイクルの原動機を有する軽自動車を除く。)

規制年	識別記号	区 分			4 - 50 - 1 - 2(1) ア関係					4 - 50 - 1 - 1 関係						
		適用時期			測定モード (単位)	モード規制値				アイドリング規制値			適用関係 告示根拠			
		新型 生産車	継続生産 車・排出ガ ス非認証車 (輸入自動 車を除く。)	輸入 自動車		CO	HC	NOx	備考	適用期 係告示 根拠	CO %	HC ppm		備考		
					(略)											
10	GF HK	平10.10.1	平11.9.1	平12.4.1	10・15(g/km) 11 (g/test)	2.70 85.0	0.39 9.50	0.48 6.00		57項	1.0 2.0	300 500				軽自動車
12	GH HN TA XA LA YA UA ZA	平12.10.1	平14.9.1	平14.9.1	10・15(g/km) 11 (g/test)	1.27 31.1	0.17 4.42	0.17 2.50		74項	同上	同上	同上			
17	AAA ABA BAA BBA CAA CBA DAA DBA	平17.10.1	平19.9.1	平19.9.1	10・15 モード × 0.88 + 11 モード × 0.12 (g/km)	1.92	0.08	0.08	HCに ついて はNHC とする	—	同上	同上	同上			

注 1 ~ 5 (略)

6 排出ガス非認証車については、識別記号の有無にかかわらず、製作年月日により規制年を判断する。

4 - 50 - 6 従前規定の適用

4 - 50 - 5 従前規定の適用

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車(2 サイクルの原動機を有する軽自動車及び二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。) を除く。) であって、平成 19 年 8 月 31 日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成 12 年 10 月 1 日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。) については、次の適用表 の区分の欄に掲げる規制年等の区分に応じ、4 - 50 - 1 - 1 の規定の適用にあつては同表のアイドリング規制値の欄に掲げる値、4 - 50 - 1 - 2 (1) の規定の適用にあつては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。
適用表 ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする乗車定員が 10 人以下である乗用自動車(2 サイクルの原動機を有する軽自動車を除く。)

規制年	識別記号	区 分			4 - 50 - 1 - 2(1) ア関係					4 - 50 - 1 - 1 関係						
		適用時期			測定モード (単位)	モード規制値				アイドリング規制値			適用関係 告示根拠			
		新型 生産車	継続 生産車	輸入車		CO	HC	NOx	備考	適用期 係告示 根拠	CO %	HC ppm		備考		
					(略)											
10	GF HK	平10.10.1	平11.9.1	平12.4.1	10・15(g/km) 11 (g/test)	2.70 85.0	0.39 9.50	0.48 6.00		57項	1.0 2.0	300 500				軽自動車
12	GH HN TA XA LA YA UA ZA	平12.10.1	平14.9.1	平14.9.1	10・15(g/km) 11 (g/test)	1.27 31.1	0.17 4.42	0.17 2.50		74項	同上	同上	同上			
17	AAA ABA BAA BBA CAA CBA DAA DBA	平17.10.1	平19.9.1	平19.9.1	10・15 モード × 0.88 + 11 モード × 0.12/4.083 (g/km)	1.92	0.08	0.08	HCに ついて はNHC とする	—	同上	同上	同上			

注 1 ~ 5 (略)

4 - 50 - 6 従前規定の適用

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする2サイクルの原動機を有し専ら乗用の用に供する軽自動車(二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。))を除く。)であって、平成19年8月31日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成17年10月1日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-1の規定の適用にあつては同表のアイドリング規制値の欄に掲げる値、4-50-1-2(1)の規定の適用にあつては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表 ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする2サイクル原動機を有する軽乗用自動車

区 分					4-50-1-2(1) ア関係					4-50-1-1 ア関係				
規制年	識別記号	適用時期			測定モード(単位)	モード規制値				適用関係告示根拠	アイドリング規制値			適用関係告示根拠
		新型生産車	継続生産車	輸入自動車		CO	HC	NOx	備考		CO %	HC ppm	備考	
					(略)									
10	GFHK	平10.10.1	平11.9.1	平12.4.1	10・15 (g/km) 11 (g/test)	2.70	0.39	0.48		57項	同上	同上		—
12	GH HN TA XA LA YA UA ZA	平12.10.1	平14.9.1	平14.9.1	10・15 (g/km) 11 (g/test)	1.27	0.17	0.17		74項	同上	同上		—
17	AAA ABA BAA BBA CAA CBA DAA DBA	平17.10.1	平19.9.1	平19.9.1	10・15 モード × 0.88 + 11 モード × 0.12 (g/km)	1.92	0.08	0.08	HCについてはMHCとする	—	同上	同上		—

注1～2 (略)

4-50-7 従前規定の適用

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が1.7t以下の普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。)であって、平成19年8月31日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成17年10月1日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表の区分の欄に掲げる規制

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする2サイクルの原動機を有し専ら乗用の用に供する軽自動車(二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。))を除く。)であって、平成19年8月31日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成12年10月1日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-1の規定の適用にあつては同表のアイドリング規制値の欄に掲げる値、4-50-1-2(1)の規定の適用にあつては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表 ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする2サイクル原動機を有する軽乗用自動車

区 分					4-50-1-2(1) ア関係					4-50-1-1 ア関係				
規制年	識別記号	適用時期			測定モード(単位)	モード規制値				適用関係告示根拠	アイドリング規制値			適用関係告示根拠
		新型生産車	継続生産車	輸入車		CO	HC	NOx	備考		CO %	HC ppm	備考	
					(略)									
10	GFHK	平10.10.1	平11.9.1	平12.4.1	10・15 (g/km) 11 (g/test)	2.70	0.39	0.48		57項	同上	同上		
12	GH HN TA XA LA YA UA ZA	平12.10.1	平14.9.1	平14.9.1	10・15 (g/km) 11 (g/test)	1.27	0.17	0.17		74項	同上	同上		
17	AAA ABA BAA BBA CAA CBA DAA DBA	平17.10.1	平19.9.1	平19.9.1	10・15 モード × 0.88 + 11 モード × 0.12/4.083 (g/km)	1.92	0.08	0.08	HCについてはMHCとする	—	同上	同上		—

注1～2 (略)

4-50-7 従前規定の適用

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が1.7t以下の普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。)であって、平成19年8月31日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成12年10月1日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表の区分の欄に掲げる規制

年の区分に応じ、4 - 50 - 1 - 1 の規定の適用にあつては同表のアイドリング規制値の欄に掲げる値、4 - 50 - 1 - 2 (1) の規定の適用にあつては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表 ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が 1.7 t 以下である自動車(乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。)

区 分					4 - 50 - 1 - 2(1) イ関係				4 - 50 - 1 - 1 関係					
規制年	識別記号	適用時期			測定モード (単位)	モード規制値				アイドリング規制値			適用関係 告示根拠	
		新型 生産車	継続生産 車・排出ガス非 認証車 (輸入自動車 を除く。)	輸入 自動車		CO	HC	NOx	備考	適用 関係 告示 根拠	CO %	HC ppm		備考
					(略)									
10	GG	平10.10.1	平11.9.1	平12.4.1	10・15(g/km) 11 (g/test)	2.70 85.0	0.39 9.50	0.48 6.00		57項	1.0	300		—
12	GJ HP TB XB LB YB UB ZB	平12.10.1	平14.9.1	平14.9.1	10・15(g/km)	1.27	0.17	0.17		74項	同上	同上		—
					11 (g/test)	31.1	4.42	2.50						
17	AAE ABE BAE BBE CAE CEE DAE DEE	平17.10.1	平19.9.1	平19.9.1	10・15モード × 0.88 + 11 モード × 0.12(g/km)	1.92	0.08	0.08	HCにつ いてはNMHC とする。	—	同上	同上		—

注 1 ~ 4 (略)

5 排出ガス非認証車については、識別記号の有無にかかわらず、製作年月日により規制年を判断する。

4 - 50 - 8 従前規定の適用

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が 1.7 t を超え 2.5 t 以下の普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。)であつて、平成 19 年 8 月 31 日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であつて、平成 17 年 10 月 1 日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4 - 50 - 1 - 1 の規定の適用にあつては同表のアイドリング

年の区分に応じ、4 - 50 - 1 - 1 の規定の適用にあつては同表のアイドリング規制値の欄に掲げる値、4 - 50 - 1 - 2 (1) の規定の適用にあつては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表 ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が 1.7 t 以下である自動車(乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。)

区 分					4 - 50 - 1 - 2(1) イ関係				4 - 50 - 1 - 1 関係					
規制年	識別記号	適用時期			測定モード (単位)	モード規制値				アイドリング規制値			適用関係 告示根拠	
		新型 生産車	継続 生産車	輸入車		CO	HC	NOx	備考	適用 関係 告示 根拠	CO %	HC ppm		備考
					(略)									
10	GG	平10.10.1	平11.9.1	平12.4.1	10・15(g/km) 11 (g/test)	2.70 85.0	0.39 9.50	0.48 6.00		57項	1.0	300		
12	GJ HP TB XB LB YB UB ZB	平12.10.1	平14.9.1	平14.9.1	10・15(g/km)	1.27	0.17	0.17		74項	同上	同上		
					11 (g/test)	31.1	4.42	2.50						
17	AAE ABE BAE BBE CAE CEE DAE DEE	平17.10.1	平19.9.1	平19.9.1	10・15モード × 0.88 + 11 モード × 0.12/4.083 (g/km)	1.92	0.08	0.08	HCにつ いてはNMHC とする。	—	同上	同上		—

注 1 ~ 4 (略)

4 - 50 - 8 従前規定の適用

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が 1.7 t を超え 2.5 t 以下の普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。)であつて、平成 19 年 8 月 31 日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であつて、平成 13 年 10 月 1 日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4 - 50 - 1 - 1 の規定の適用にあつては同表のアイドリング

規制値の欄に掲げる値、4-50-1-2(1)の規定の適用にあつては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表 ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が1.7tを超えて2.5t以下である自動車(乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。)

区 分					4-50-1-2(1) ウ関係				4-50-1-1 関係												
規制年	識別記号	適用時期			測定モード(単位)	モード規制値				アイドリング規制値											
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車(輸入自動車を除く。)	輸入自動車		CO	HC	NOx	備考	適用関係告示根拠	CO %	HC ppm	備考								
					(略)																
10	GC	平10.10.1	平11.9.1	平12.4.1	10・15(g/km) 11(g/test)	8.42 104.0	0.39 9.50	0.63 6.60		59項	1.0	300									
13	GK NQ TC XC LC YC UC ZC	平13.10.1	平15.9.1	平15.9.1	10・15(g/km)	3.36	0.17	0.25		74項	同上	同上									
					11(g/test)	38.5	4.42	2.78													
17	AAF ABF BAF BBF CAF CBF DAF DBF	平17.10.1	平19.9.1	平19.9.1	10・15モード ×0.88+11 モード× 0.12(g/km)	4.08	0.08	0.10	HCについてはNHCとする			同上	同上								

注1～4 (略)

5 排出ガス非認証車については、識別記号の有無にかかわらず、製作年月日により規制年を判断する。

4-50-9 従前規定の適用

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が2.5tを超え3.5t以下の普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。)であつて、平成19年8月31日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であつて、平成17年10月1日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-1の規定の適用にあつては同表のアイドリング

規制値の欄に掲げる値、4-50-1-2(1)の規定の適用にあつては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表 ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が1.7tを超えて2.5t以下である自動車(乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。)

区 分					4-50-1-2(1) ウ関係				4-50-1-1 関係													
規制年	識別記号	適用時期			測定モード(単位)	モード規制値				アイドリング規制値												
		新型生産車	継続生産車	輸入車		CO	HC	NOx	備考	適用関係告示根拠	CO %	HC ppm	備考									
					(略)																	
10	GC	平10.10.1	平11.9.1	平12.4.1	10・15(g/km) 11(g/test)	8.42 104.0	0.39 9.50	0.63 6.60		59項	1.0	300										
13	GK NQ TC XC LC YC UC ZC	平13.10.1	平15.9.1	平15.9.1	10・15(g/km)	3.36	0.17	0.25		74項	同上	同上										
					11(g/test)	38.5	4.42	2.78														
17	AAF ABF BAF BBF CAF CBF DAF DBF	平17.10.1	平19.9.1	平19.9.1	10・15モード ×0.88+11 モード× 0.12/4.083 (g/km)	4.08	0.08	0.10	HCについてはNHCとする			同上	同上									

注1～4 (略)

4-50-9 従前規定の適用

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が2.5tを超え3.5t以下の普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。)であつて、平成19年8月31日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であつて、平成13年10月1日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-1の規定の適用にあつては同表のアイドリング

規制値の欄に掲げる値、4 - 50 - 1 - 2 (1) の規定の適用にあつては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表 ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が2.5tを超えて3.5t以下である普通自動車又は小型自動車(乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。)

区 分					4 - 50 - 1 - 2(1) ウ関係					4 - 50 - 1 - 1 関係				
規制年	識別記号	適用時期			測定モード(単位)	モード規制値				適用関係告示根拠	アイドリング規制値			適用関係告示根拠
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車(輸入自動車を除く。)	輸入自動車		CO	HC	NOx	備考		CO %	HC ppm	備考	
					(略)									
10	GE	平10.10.1	平11.9.1	平12.4.1	同上	68.0	2.29	5.90		60項	1.0	300		—
13	GK	平13.10.1	平15.9.1	平15.9.1	10・15 (g/km)	3.36	0.17	0.25		74項	同上	同上		—
	HQ													
	TC													
	XC													
	LC													
YC	11 (g/test)	38.5	4.42	2.78										
UC														
ZC														
17	AAF	平17.10.1	平19.9.1	平19.9.1	10・15モード × 0.88 + 11モード × 0.12(g/km)	4.08	0.08	0.10	HCについてはNMHCとする	—	同上	同上		—
	ABF													
	BAF													
	BBF													
	CAF													
	CBF													
	DAF													
DBF														

注1～3 (略)

4 排出ガス非認証車については、識別記号の有無にかかわらず、製作年月日により規制年を判断する。

4 - 50 - 10 従前規定の適用

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が3.5tを超える普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。)であつて、平成19年8月31日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であつて、平成17年10月1日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4 - 50 - 1 - 1 の規定の適用にあつては同表のアイドリング規制値の欄に掲げる値、4 - 50 - 1 - 2 (1) の規定の適用にあつては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

規制値の欄に掲げる値、4 - 50 - 1 - 2 (1) の規定の適用にあつては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表 ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が2.5tを超えて3.5t以下である普通自動車又は小型自動車(乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。)

区 分					4 - 50 - 1 - 2(1) ウ関係					4 - 50 - 1 - 1 関係				
規制年	識別記号	適用時期			測定モード(単位)	モード規制値				適用関係告示根拠	アイドリング規制値			適用関係告示根拠
		新型生産車	継続生産車	輸入車		CO	HC	NOx	備考		CO %	HC ppm	備考	
					(略)									
10	GE	平10.10.1	平11.9.1	平12.4.1	同上	68.0	2.29	5.90		60項	1.0	300		—
13	GK	平13.10.1	平15.9.1	平15.9.1	10・15 (g/km)	3.36	0.17	0.25		74項	同上	同上		—
	HQ													
	TC													
	XC													
	LC													
YC	11 (g/test)	38.5	4.42	2.78										
UC														
ZC														
17	AAF	平17.10.1	平19.9.1	平19.9.1	10・15モード × 0.88 + 11モード × 0.12/4.083(g/km)	4.08	0.08	0.10	HCについてはNMHCとする	—	同上	同上		—
	ABF													
	BAF													
	BBF													
	CAF													
	CBF													
	DAF													
DBF														

注1～3 (略)

4 - 50 - 10 従前規定の適用

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が3.5tを超える普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。)であつて、平成19年8月31日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であつて、平成13年10月1日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4 - 50 - 1 - 1 の規定の適用にあつては同表のアイドリング規制値の欄に掲げる値、4 - 50 - 1 - 2 (1) の規定の適用にあつては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表 ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が 3.5 t を超える自動車
(乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。)

区 分					4-50-1-2(1) 関係					4-50-1-1 関係				
規制年	識別記号	適用時期			測定モード(単位)	モード別値				適用関係告示根拠	アイドリング規制値			適用関係告示根拠
		新型生産車	継続生産車	輸入自動車(排出ガス非認証車を除く。)		CO	HC	NOx	備考		CO %	HC ppm	備考	
なし	なし	昭53.12.31以前	昭54.11.30以前	昭56.3.31以前	なし	なし	なし	なし	なし	なし	4.5	1200	53項	
												3300		特殊
				平18.9.30以前	同上	同上	同上	同上		1項表10号	【注4】	【注4】		
					(略)									
4	Z	平4.10.1	平5.9.1	平6.4.1	13 (g/kWh)	136.0 105.0	7.90 6.80	7.20 7.20	ガソリン LPG	42項	同上	同上	同上	
7	GB	平7.12.1	平8.11.1	平9.4.1	同上	136.0 105.0	7.90 6.80	5.90 5.90	ガソリン LPG	52項	同上	同上	同上	
10	GE	平10.10.1	平11.9.1	平12.4.1	同上	68.0	2.29	5.90		60項	1.0	300	—	
13	GL HR TD XD LD YD UD ZD	平13.10.1	平15.9.1	平15.9.1	同上	26.0	0.99	2.03		75項	同上	同上	—	
														なし
17	AAG ABG BAG BGG CAG CBG DAG DEG	平17.10.1	平19.9.1	平19.9.1	JE05 (g/kWh)	21.3	0.31	0.90	HCについてはNMHCとする	—	同上	同上	—	
														なし

注1～3 (略)

適用表 ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が 3.5 t を超える自動車
(乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。)

区 分					4-50-1-2(1) 関係					4-50-1-1 関係							
規制年	識別記号	適用時期			測定モード(単位)	モード別値				適用関係告示根拠	アイドリング規制値			適用関係告示根拠			
		新型生産車	継続生産車	輸入車		CO	HC	NOx	備考		CO %	HC ppm	備考				
なし	なし	昭53.12.31以前	昭54.11.30以前	昭56.3.31以前	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	4.5	1200	53項
																3300	
					同上	同上	同上	同上		1項表10号	【注4】	【注4】					
					(略)												
4	Z	平4.10.1	平5.9.1	平6.4.1	13 (g/kWh)	136.0 105.0	7.90 6.80	7.20 7.20	ガソリン LPG	42項	同上	同上	同上				
7	GB	平7.12.1	平8.11.1	平9.4.1	同上	136.0 105.0	7.90 6.80	5.90 5.90	ガソリン LPG	52項	同上	同上	同上				
10	GE	平10.10.1	平11.9.1	平12.4.1	同上	68.0	2.29	5.90		60項	1.0	300	—				
13	GL HR TD XD LD YD UD ZD	平13.10.1	平15.9.1	平15.9.1	同上	26.0	0.99	2.03		75項	同上	同上	—				
														なし		平18.10.1	同上
17	AAG ABG BAG BGG CAG CBG DAG DEG	平17.10.1	平19.9.1	平19.9.1	JE05 (g/kWh)	21.3	0.31	0.90	HCについてはNMHCとする	—	同上	同上	—				
														なし		平19.9.1	同上

注1～3 (略)

4 排出ガス非認証車のアイドリング規制値欄の【注4】は、当該排出ガス非認証車の製作年月日について、輸入自動車にあっては輸入自動車欄の適用時期、輸入自動車以外の自動車にあっては継続生産車欄の適用時期により、それぞれ規制値を適用することを示す。

5 モード規制値欄中備考欄の【注5】については、4-50-1-2(2)により、規制の適用が猶予される排出ガス非認証車があることを示す。

4-50-11 従前規定の適用

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする軽自動車(専ら乗用の用に供するもの及び二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。))を除く。)であって、平成20年8月31日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成17年10月1日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-1の規定の適用にあっては同表のアイドリング規制値の欄に掲げる値、4-50-1-2(1)の規定の適用にあっては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。
適用表 ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする軽自動車(乗用自動車を除く。)

規制年	識別記号	適用時期			4-50-1-2(1) 工関係				4-50-1-1 関係					
		新 型 生 産 車	継 続 生 産 車	輸 入 自 動 車	測 定 モ ー ド (単位)	モ ー ド 規 制 値			適 用 期 間 係 示 根 拠	ア イ ド リ ン グ 規 制 値			適 用 期 間 係 示 根 拠	
						CO	HC	NOx		備 考	CO %	HC ppm		備 考
					(略)									
10	GD	平10.10.1	平11.9.1	平12.4.1	10・15(g/km) 11 (g/test)	8.42 104	0.39 9.50	0.48 6.00		61項	2.0 500			
					10・15(g/km) 11 (g/test)	17.0 130	15.0 70.0	0.50 4.00	2サケ		4.5 7800	2サケ		
14	GM HS TE XE LE YE UE ZE	平14.10.1	平15.9.1	平15.9.1	10・15(g/km) 11 (g/test)	5.11 58.9	0.25 6.40	0.25 3.63		74項	同上	同上		
					10・15(g/km) 11 (g/test)	17.0 130	15.0 70.0	0.50 4.00	2サケ					
17	AAD ABD BAD BBD CAD CBD DAD DBD	平17.10.1	平20.9.1	平20.9.1	10・15モード ×0.88+11 モード× 0.12(g/km)	6.67	0.08	0.08	HCにつ いてはNMHC とする		同上	同上		

注1～4 (略)

4-50-11 従前規定の適用

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする軽自動車(専ら乗用の用に供するもの及び二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。))を除く。)であって、平成20年8月31日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成14年10月1日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-1の規定の適用にあっては同表のアイドリング規制値の欄に掲げる値、4-50-1-2(1)の規定の適用にあっては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。
適用表 ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする軽自動車(乗用自動車を除く。)

規制年	識別記号	適用時期			4-50-1-2(1) 工関係				4-50-1-1 関係					
		新 型 生 産 車	継 続 生 産 車	輸 入 自 動 車	測 定 モ ー ド (単位)	モ ー ド 規 制 値			適 用 期 間 係 示 根 拠	ア イ ド リ ン グ 規 制 値			適 用 期 間 係 示 根 拠	
						CO	HC	NOx		備 考	CO %	HC ppm		備 考
					(略)									
10	GD	平10.10.1	平11.9.1	平12.4.1	10・15(g/km) 11 (g/test)	8.42 104	0.39 9.50	0.48 6.00		61項	2.0 500			
					10・15(g/km) 11 (g/test)	17.0 130	15.0 70.0	0.50 4.00	2サケ		4.5 7800	2サケ		
14	GM HS TE XE LE YE UE ZE	平14.10.1	平15.9.1	平15.9.1	10・15(g/km) 11 (g/test)	5.11 58.9	0.25 6.40	0.25 3.63		74項	同上	同上		
					10・15(g/km) 11 (g/test)	17.0 130	15.0 70.0	0.50 4.00	2サケ					
17	AAD ABD BAD BBD CAD CBD DAD DBD	平17.10.1	平19.9.1	平19.9.1	10・15モード ×0.88+11 モード× 0.12/4.083 (g/km)	6.67	0.08	0.08	HCにつ いてはNMHC とする		同上	同上		

注1～4 (略)

4 - 50 - 13 従前規定の適用

軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車(車両重量が 1,265kg 以下のものに限る。)であって、平成 19 年 8 月 31 日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成 17 年 10 月 1 日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4 - 50 - 1 - 1 の規定の適用にあたっては同表の無負荷急加速黒煙規制の値、4 - 50 - 1 - 2 (1) の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値及び 4 - 50 - 1 - 2 (1) の規定の適用にあたってはディーゼル 4 モード欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表 軽油を燃料とする車両重量が 1,265kg 以下の乗車定員が 10 人以下である乗用自動車

区 分					4 - 50 - 1 - 2(1) ア関係					4-50-1-2(1) 関係		4 - 50 - 1 - 1 関係			
規制年	識別記号	適用時期			測定モード(単位)	モード規制値					ディーゼル 4 モード (%)	適用関係告示根拠	無負荷急加速黒煙規制値 (%)	適用関係告示根拠	
		新 型 生 産 車	継 続 生 産 車・排 出 力 非 認 証 車 (輸 入 自 動 車 を 除 く。)	輸 入 自 動 車		CO	HC	NOx	PM	備考					
					(略)										
17	ACB ADB BCB ECB OCB DCB DCB	平17.10.1	平19.9.1	平19.9.1	10・15 モード ×0.88 + 11 モード ×0.12 (g/km)	0.84	0.032	0.19	0.017	HC については NHC とする。	同上	同上	同上	同上	

注 1 ~ 5 (略)

6 排出ガス非認証車については、識別記号の有無にかかわらず、製作年月日により規制年を判断する。

4 - 50 - 14 従前規定の適用

軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車(車両重量が 1,265kg を超えるものに限る。)であって、平成 19 年 8 月 31 日以前に製作されたもの(平成 17 年 10 月 1 日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4 - 50 - 1 - 1 の規定の適用にあたっては同表の無負荷急加速黒煙規制の値、4 - 50 - 1 - 2 (1) の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値及び 4 - 50 - 1 - 2 (1) の規定の適用にあたってはディーゼル 4 モード欄に掲げる値

4 - 50 - 13 従前規定の適用

軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車(車両重量が 1,265kg 以下のものに限る。)であって、平成 19 年 8 月 31 日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成 17 年 10 月 1 日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4 - 50 - 1 - 1 の規定の適用にあたっては同表の無負荷急加速黒煙規制の値、4 - 50 - 1 - 2 (1) の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値及び 4 - 50 - 1 - 2 (1) の規定の適用にあたってはディーゼル 4 モード欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表 軽油を燃料とする車両重量が 1,265kg 以下の乗車定員が 10 人以下である乗用自動車

区 分					4 - 50 - 1 - 2(1) ア関係					4-50-1-2(1) 関係		4 - 50 - 1 - 1 関係			
規制年	識別記号	適用時期			測定モード(単位)	モード規制値					ディーゼル 4 モード (%)	適用関係告示根拠	無負荷急加速黒煙規制値 (%)	適用関係告示根拠	
		新 型 生 産 車	継 続 生 産 車	輸 入 車		CO	HC	NOx	PM	備考					
					(略)										
17	ACB ADB BCB ECB OCB DCB DCB	平7.10.1	平19.9.1	平19.9.1	10・15 モード ×0.88 + 11 モード ×0.12 /4.083 (g/km)	0.84	0.032	0.19	0.017	HC については NHC とする。	同上	同上	同上	同上	

注 1 ~ 5 (略)

4 - 50 - 14 従前規定の適用

軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車(車両重量が 1,265kg を超えるものに限る。)であって、平成 19 年 8 月 31 日以前に製作されたもの(平成 17 年 10 月 1 日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4 - 50 - 1 - 1 の規定の適用にあたっては同表の無負荷急加速黒煙規制の値、4 - 50 - 1 - 2 (1) の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値及び 4 - 50 - 1 - 2 (1) の規定の適用にあたってはディーゼル 4 モード欄に掲げる値

をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表 軽油を燃料とする車両重量が1,265kgを超える乗車定員10人以下である乗用自動車

区分		4-50-1-2(1)イ関係					4-50-1-2(1)関係		4-50-1-1関係						
規制年	識別記号	適用時期			測定モード(単位)	モード規制値					ディーゼル4モード(%)	適用関係告示根拠	無負荷急加速黒煙規制値(%)	適用関係告示根拠	
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車(輸入自動車を除く。)	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	備考					
17	ACC ADC BCC CCC CCC CCC CCC	平17.10 .1	平19.9.1	平19.9 .1	10・15モード×0.88+11モード×0.12(g/km)	0.84	0.032	0.20	0.019	HCについてはMHCとする。	—	同上	—	同上	—

注1～5 (略)

6 排出ガス非認証車については、識別記号の有無にかかわらず、製作年月日により規制年を判断する。

4-50-15 従前規定の適用

軽油を燃料とする車両総重量が1.7t以下の普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。)であって、平成19年8月31日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成17年10月1日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-1の規定の適用にあたっては同表の無負荷急加速黒煙規制の値、4-50-1-2(1)の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値及び4-50-1-2(1)の規定の適用にあたってはディーゼル4モード欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表 軽油を燃料とする車両重量が1,265kgを超える乗車定員10人以下である乗用自動車

区分		4-50-1-2(1)イ関係					4-50-1-2(1)関係		4-50-1-1関係						
規制年	識別記号	適用時期			測定モード(単位)	モード規制値					ディーゼル4モード(%)	適用関係告示根拠	無負荷急加速黒煙規制値(%)	適用関係告示根拠	
		新型生産車	継続生産車	輸入車		CO	HC	NOx	PM	備考					
17	ACC ADC BCC CCC CCC CCC CCC	平17.10 .1	平19.9.1	平19.9 .1	10・15モード×0.88+11モード×0.12/4.083(g/km)	0.84	0.032	0.20	0.019	HCについてはMHCとする。	—	同上	—	同上	—

注1～5 (略)

4-50-15 従前規定の適用

軽油を燃料とする車両総重量が1.7t以下の普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。)であって、平成19年8月31日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成17年10月1日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-1の規定の適用にあたっては同表の無負荷急加速黒煙規制の値、4-50-1-2(1)の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値及び4-50-1-2(1)の規定の適用にあたってはディーゼル4モード欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表 軽油を燃料とする車両総重量が1.7t以下である自動車(乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。)

区分		4-50-1-2(1) ㊦関係					4-50-1-2(1) ㊦関係		4-50-1-1 ㊦関係					
規制年	識別記号	適用時期			測定モード(単位)	モード規制値					ディーゼル4モード(%)	適用関係告示根拠	無負荷急加速黒煙規制値(%)	適用関係告示根拠
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車(輸入自動車を除く。)	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	備考				
17	ACE ADE BCE BDE CCE CDE DCE DDE	平17.10.1	平19.9.1	平19.9.1	10・15モード×0.88+11モード×0.12(g/km)	0.84	0.032	0.19	0.017	HCについてはNHCとする。	同上	-	同上	-

注1～3 (略)

4 排出ガス非認証車については、識別記号の有無にかかわらず、製作年月日により規制年を判断する。

4-50-16 従前規定の適用

軽油を燃料とする車両総重量が1.7tを超え2.5t以下の普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。)であって、平成19年8月31日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成17年10月1日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-1の規定の適用にあたっては同表の無負荷急加速黒煙規制値の値、4-50-1-2(1)の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値及び4-50-1-2(1)の規定の適用にあたってはディーゼル4モード欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表 軽油を燃料とする車両総重量が1.7t以下である自動車(乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。)

区分		4-50-1-2(1) ㊦関係					4-50-1-2(1) ㊦関係		4-50-1-1 ㊦関係					
規制年	識別記号	適用時期			測定モード(単位)	モード規制値					ディーゼル4モード(%)	適用関係告示根拠	無負荷急加速黒煙規制値(%)	適用関係告示根拠
		新型生産車	継続生産車	輸入車		CO	HC	NOx	PM	備考				
17	ACE ADE BCE BDE CCE CDE DCE DDE	平17.10.1	平19.9.1	平19.9.1	10・15モード×0.88+11モード×0.12/4.083(g/km)	0.84	0.032	0.19	0.017	HCについてはNHCとする。	同上	-	同上	-

注1～3 (略)

4-50-16 従前規定の適用

軽油を燃料とする車両総重量が1.7tを超え2.5t以下の普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。)であって、平成19年8月31日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成17年10月1日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-1の規定の適用にあたっては同表の無負荷急加速黒煙規制値の値、4-50-1-2(1)の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値及び4-50-1-2(1)の規定の適用にあたってはディーゼル4モード欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表 軽油を燃料とする車両総重量が 1.7t を超えて 2.5t 以下である自動車(乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。)

区分		4-50-1-2(1) 工関係					4-50-1-2(1) 関係		4-50-1-1 関係						
規制年	識別記号	適用時期			測定モード(単位)	モード規制値					ディーゼル4モード(%)	適用関係告示根拠	無負荷急加速黒煙規制値(%)	適用関係告示根拠	
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車(輸入自動車を除く。)	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	備考					
					(略)										
17	ACF ADF BCF BDF CCF CDF DDF	平17.10 .1	平19.9.1	平19.9.1	10・15モード×0.88+ 11モード× 0.12(g/km)	0.84	0.032	0.33	0.020	HCについてはNMHCとする。	同上	-	同上	-	

注1～3 (略)

4 排出ガス非認証車については、識別記号の有無にかかわらず、製作年月日により規制年を判断する。

4-50-17 従前規定の適用

軽油を燃料とする車両総重量が 2.5t を超え 3.5t 以下の普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。)であって、平成 19 年 8 月 31 日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成 17 年 10 月 1 日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-1 の規定の適用にあたっては同表の無負荷急加速黒煙規制の値、4-50-1-2(1) の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値及び 4-50-1-2(1) の規定の適用にあたってはディーゼル4モード欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表 軽油を燃料とする車両総重量が 1.7t を超えて 2.5t 以下である自動車(乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。)

区分		4-50-1-2(1) 工関係					4-50-1-2(1) 関係		4-50-7-1-1 関係						
規制年	識別記号	適用時期			測定モード(単位)	モード規制値					ディーゼル4モード(%)	適用関係告示根拠	無負荷急加速黒煙規制値(%)	適用関係告示根拠	
		新型生産車	継続生産車	輸入車		CO	HC	NOx	PM	備考					
					(略)										
17	ACF ADF BCF BDF CCF CDF DDF	平17.10 .1	平19.9.1	平19.9.1	10・15モード×0.88+ 11モード× 0.12/4.083 (g/km)	0.84	0.032	0.33	0.020	HCについてはNMHCとする。	同上	-	同上	-	

注1～3 (略)

4-50-17 従前規定の適用

軽油を燃料とする車両総重量が 2.5t を超え 3.5t 以下の普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。)であって、平成 19 年 8 月 31 日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成 17 年 10 月 1 日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-1 の規定の適用にあたっては同表の無負荷急加速黒煙規制の値、4-50-1-2(1) の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値及び 4-50-1-2(1) の規定の適用にあたってはディーゼル4モード欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表 軽油を燃料とする車両総重量が2.5tを超えて3.5t以下である自動車(乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。)

区 分					4-50-1-2(1) 工関係					4-50-1-2(1) 関係		4-50-1-1 関係			
規制年	識別記号	適用時期			測定モード (単位)	モード別値					ディーゼル4モード (%)	適用関係告示根拠	無負荷急加速黒煙規制値 (%)	適用関係告示根拠	
		新型生産車	継続生産車	輸入自動車排出ガス非認証車を除く		排出ガス非認証車	CO	HC	NOx	PM					備考
なし	なし	昭54.3.31以前	昭55.2.29以前	昭56.3.31以前	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	50	36項
				平18.9.30以前	同上	同上	同上	同上	同上	17項表10号	同上	1項表10号	【注4】		
昭54	K	昭54.4.1	昭55.3.1	昭56.4.1	6 (ppm)	980	670	450	同上	直噴式	17項	同上	なし	同上	同上
					(略)										
6	KC	平6.10.1	平7.9.1	平8.4.1	13 (g/kWh)	9.20	3.80	6.80	0.96		44項	同上	同上	40	50項56項
						9.20	3.80	7.80	0.96	直噴式					
9	KG HC DG WG DH WH DJ WU	平9.10.1	平11.7.1	平12.4.1	同上	9.20	3.80	5.80	0.49		68項	同上	同上	25	同上
15	KR TK XK LK YK UK ZK	平15.10.1	平16.9.1	平16.9.1	同上	3.46	1.47	4.22	0.35	車両総重量12t以下	77項	25	1項	同上	同上
	なし			平18.10.1	同上	同上	同上	同上	同上	同上	77項	81項	【注5】	【注4】	-

適用表 軽油を燃料とする車両総重量が2.5tを超えて3.5t以下である自動車(乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。)

区 分					4-50-1-2(1) 工関係					4-50-1-2(1) 関係		4-50-1-1 関係				
規制年	識別記号	適用時期			測定モード (単位)	モード別値					ディーゼル4モード (%)	適用関係告示根拠	無負荷急加速黒煙規制値 (%)	適用関係告示根拠		
		新型生産車	継続生産車	輸入車		CO	HC	NOx	PM	備考						
なし	なし	昭54.3.31以前	昭55.2.29以前	昭56.3.31以前	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	50	36項
昭54	K	昭54.4.1	昭55.3.1	昭56.4.1	6 (ppm)	980	670	450	同上	直噴式	17項	同上	同上	同上	同上	同上
					(略)											
6	KC	平6.10.1	平7.9.1	平8.4.1	13 (g/kWh)	9.20	3.80	6.80	0.96		44項	同上	同上	40	50項56項	
						9.20	3.80	7.80	0.96	直噴式						
9	KG HC DG WG DH WH DJ WU	平9.10.1	平11.7.1	平12.4.1	同上	9.20	3.80	5.80	0.49		68項	同上	同上	25	同上	
15	KR TK XK LK YK UK ZK	平15.10.1	平16.9.1	平16.9.1	同上	3.46	1.47	4.22	0.35	車両総重量12t以下	77項	25	1項	同上	同上	

17	ACF	平17.10	平19.9	平19.9	10・15 モード × 0.88 + 11 モード × 0.12 (g/km)	0.84	0.032	0.33	0.020	HCについてはNHCとする。	-	25	-	同上	-
	BCF														
	なし														

注1～3 (略)

4 排出ガス非認証車の無負荷急加速黒煙規制値欄の【注4】は、当該排出ガス非認証車の製作年月日について、輸入自動車にあっては輸入自動車欄の適用時期、輸入自動車以外の自動車にあっては継続生産車欄の適用時期により、それぞれ規制値を適用することを示す。

5 排出ガス非認証車のモード規制値欄中備考欄の【注5】は、4-50-1-2(2)により、規制の適用が猶予される排出ガス非認証車があることを示す。

4-50-18 従前規定の適用

軽油を燃料とする車両総重量が3.5tを超える普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。)であって、平成19年8月31日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、車両総重量が12t以下であるものについては平成17年10月1日以降に、車両総重量が12tを超えるものについては平成16年10月1日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-1の規定の適用にあたっては同表の無負荷急加速黒煙規制の値、4-50-1-2(1)の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値及び4-50-1-2(1)の規定の適用にあたってはディーゼル4モード欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

17	ACF	平17.10	平19.9	平19.9	10・15 モード × 0.88 + 11 モード × 0.12/4.08 ₃ (g/km)	0.84	0.032	0.33	0.020	HCについてはNHCとする。	同上	同上	同上
	BCF												

注1～3 (略)

4-50-18 従前規定の適用

軽油を燃料とする車両総重量が3.5tを超える普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。)であって、平成19年8月31日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、車両総重量が12t以下であるものについては平成17年10月1日以降に、車両総重量が12tを超えるものについては平成16年10月1日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-1の規定の適用にあたっては同表の無負荷急加速黒煙規制の値、4-50-1-2(1)の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値及び4-50-1-2(1)の規定の適用にあたってはディーゼル4モード欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表 軽油を燃料とする車両総重量が 3.5t を超える自動車(乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。)

区 分		4-50-1-2(1) 関係					4-50-1-2(1) 関係		4-50-1-1 関係						
規制年	識別記号	適用時期			測定モード (単位)	モード別値					ディーゼル4モード (%)	適用関係告示根拠	無負荷急加速燃煙規制値 (%)	適用関係告示根拠	
		新型生産車	継続生産車	輸入自動車排出ガス非認証車を除く。		排出ガス非認証車	CO	HC	NOx	PM					備考
なし	なし	昭54.3.31以前	昭55.2.29以前	昭56.3.31以前	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	50	36項
				平18.9.30以前	同上	同上	同上	同上	同上	備考	1項表10号	同上	1項表10号	【注4】	
昭54	K	昭54.4.1	昭55.3.1	昭56.4.1	6 (ppm)	980	670	450	同上		17項	同上	なし	同上	同上
						980	670	700	同上	直噴式					
						(略)									
6	KC	平6.10.1	平7.9.1	平8.4.1	13(g/kWh)	9.20	3.80	6.80	0.96		48項	同上	同上	40	50項 56項
						9.20	3.80	7.80	0.96	直噴式					
						(略)									
10	KK HF DR WR DS VS DT WT	平10.10.1	平11.9.1	平12.4.1	同上	9.20	3.80	5.80	0.49	車両総重量12t以下	68項	同上	同上	25	同上
						(略)									

適用表 軽油を燃料とする車両総重量が 3.5t を超える自動車(乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。)

区 分		4-50-1-2(1) 関係					4-50-1-2(1) 関係		4-50-1-1 関係						
規制年	識別記号	適用時期			測定モード (単位)	モード別値					ディーゼル4モード (%)	適用関係告示根拠	無負荷急加速燃煙規制値 (%)	適用関係告示根拠	
		新型生産車	継続生産車	輸入車		CO	HC	NOx	PM	備考					
なし	なし	昭54.3.31以前	昭55.2.29以前	昭56.3.31以前	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	50	36項
昭54	K	昭54.4.1	昭55.3.1	昭56.4.1	6 (ppm)	980	670	450	同上		17項	同上	同上	同上	同上
						980	670	700	同上	直噴式					
						(略)									
6	KC	平6.10.1	平7.9.1	平8.4.1	13(g/kWh)	9.20	3.80	6.80	0.96		48項	同上	同上	40	50項 56項
						9.20	3.80	7.80	0.96	直噴式					
						(略)									
10	KK HF DR WR DS VS DT WT	平10.10.1	平11.9.1	平12.4.1	同上	9.20	3.80	5.80	0.49	車両総重量12t以下	68項	同上	同上	25	同上
						(略)									

製作年月日について、輸入自動車にあっては輸入自動車欄の適用時期、輸入自動車以外の自動車にあっては継続生産車欄の適用時期により、それぞれ規制値を適用することを示す。

5 モード規制値欄中備考欄の【注5】は、4-50-1-2(2)により、規制の適用が猶予される排出ガス非認証車があることを示す。

6 ディーゼル4モード規制値欄の【注6】は、4-50-1-2(2)により、規制の適用が猶予されていることを示す。

4-50-20 従前規定の適用

軽油を燃料とする大型特殊自動車のうち、定格出力が19kW以上37kW未満である原動機を備えたものであって、平成20年8月31日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成19年10月1日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-1の規定の適用にあたっては同表の無負荷急加速黒煙の値、4-50-1-2(1)の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値及び4-50-1-2(1)の規定の適用にあたってはディーゼル8モードの欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表 軽油を燃料とする大型特殊自動車(定格出力19kW以上37kW未満のもの)

規制年	識別記号	適用時期			測定モード(単位)	モード規制値					適用関係告示根拠	4-50-1-2(1) ア関係		4-50-1-1 関係		
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車(輸入自動車を除く。)	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	備考		ディーゼル8モード(%)	適用関係告示根拠	無負荷急加速黒煙規制値(%)	適用関係告示根拠	
					(略)											
平15	SA	平15.10.1	平16.9.1	平16.9.1	8(g/kWh)	6.50	1.95	10.40	1.04	【注】	93項	40【注】	100項	同上	1項8号	
平19	EDM	平19.10.1	平20.9.1	平20.9.1	同上	同上	1.33	7.98	0.53	【注】	-	40【注】	-	40	-	

注1 (略)

2 排出ガス非認証車に対する無負荷急加速黒煙規制については、識別記号の有無にかかわらず、製作年月日により規制年を判断する。

3 モード規制値欄中備考欄及びディーゼル8モード規制値欄の【注】は、4-50-1-2(3)により、規制の適用が猶予されることを示す。

4-50-20 従前規定の適用

軽油を燃料とする大型特殊自動車のうち、定格出力が19kW以上37kW未満である原動機を備えたものであって、平成20年8月31日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成19年10月1日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-1の規定の適用にあたっては同表の無負荷急加速黒煙の値、4-50-1-2(1)の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値及び4-50-1-2(1)の規定の適用にあたってはディーゼル8モードの欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表 軽油を燃料とする大型特殊自動車(定格出力19kW以上37kW未満のもの)

規制年	識別記号	適用時期			測定モード(単位)	モード規制値					適用関係告示根拠	4-50-1-2(1) 関係		4-50-1-1 関係		
		新型生産車	継続生産車	輸入車		CO	HC	NOx	PM	備考		ディーゼル8モード(%)	適用関係告示根拠	無負荷急加速黒煙規制値(%)	適用関係告示根拠	
					(略)											
平15	SA	平15.10.1	平16.9.1	平16.9.1	8(g/kWh)	6.50	1.95	10.40	1.04		93項	40	100項	同上	1項8号	
平19	EDM	平19.10.1	平20.9.1	平20.9.1	同上	同上	1.33	7.98	0.53			40		40		

注1 (略)

4 - 50 - 21 従前規定の適用

軽油を燃料とする大型特殊自動車のうち、定格出力が37kW以上56kW未満である原動機を備えたものであって、平成21年8月31日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成20年10月1日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-1の規定の適用にあたっては同表の無負荷急加速黒煙の値、4-50-1-2(1)の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値及び4-50-1-2(1)の規定の適用にあたってはディーゼル8モードの欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表 軽油を燃料とする大型特殊自動車(定格出力37kW以上56kW未満のもの)

区 分		4-50-1-2(1) ア関係					4-50-1-2(1) 関係		4-50-1-1 関係							
規制年	識別記号	適用時期			測定モード(単位)	モード規制値					適用関係告示根拠	ディーゼル8モード(%)	適用関係告示根拠	無負荷急加速黒煙規制値(%)	適用関係告示根拠	
		新 型 生産車	継続生産車・排出ガス非認証車(輸入自動車を除く。)	輸 入 自動車		CO	HC	NOx	PM	備考						
					(略)											
平15	SB	平15.10.1	平16.9.1	平16.9.1	8(g/kWh)	6.50	1.69	9.10	0.52	【注】	97項	40【注】	100項	同上	35【注】	1項8号
平20	KCN	平20.10.1	平21.9.1	平21.9.1	同上	同上	0.93	5.32	0.42	【注】	-	35【注】	-	-	-	-

注1 (略)

2 排出ガス非認証車に対する無負荷急加速黒煙規制については、識別記号の有無にかかわらず、製作年月日により規制年を判断する。

3 モード規制値欄中備考欄及びディーゼル8モード規制値欄の【注】は、4-50-1-2(3)により、規制の適用が猶予されることを示す。

4 - 50 - 22 従前規定の適用

軽油を燃料とする大型特殊自動車のうち、定格出力が56kW以上75kW未満である原動機を備えたものであって、平成22年8月31日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成20年10月1日以降に指定を受けた、型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-1の規定の適用にあたっては同表の無負荷急加速黒煙の値、4-50-1-2(1)の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値及び4-50-1-2(1)の規定の適用にあたってはディーゼル8モードの欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

4 - 50 - 21 従前規定の適用

軽油を燃料とする大型特殊自動車のうち、定格出力が37kW以上56kW未満である原動機を備えたものであって、平成21年8月31日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成20年10月1日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-1の規定の適用にあたっては同表の無負荷急加速黒煙の値、4-50-1-2(1)の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値及び4-50-1-2(1)の規定の適用にあたってはディーゼル8モードの欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表 軽油を燃料とする大型特殊自動車(定格出力37kW以上56kW未満のもの)

区 分		4-50-1-2(1) イ関係					4-50-1-2(1) 関係		4-50-1-1 関係							
規制年	識別記号	適用時期			適用関係告示根拠	モード規制値					適用関係告示根拠	ディーゼル8モード(%)	適用関係告示根拠	無負荷急加速黒煙規制値(%)	適用関係告示根拠	
		新 型 生産車	継続生産車	輸 入 車		CO	HC	NOx	PM	備考						
					(略)											
平15	SB	平15.10.1	平16.9.1	平16.9.1	8(g/kWh)	6.50	1.69	9.10	0.52	97項	40	100項	同上	35	1項8号	
平20	KCN	平20.10.1	平21.9.1	平21.9.1	同上	同上	0.93	5.32	0.42		35			35		

注1 (略)

4 - 50 - 22 従前規定の適用

軽油を燃料とする大型特殊自動車のうち、定格出力が56kW以上75kW未満である原動機を備えたものであって、平成22年8月31日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成20年10月1日以降に指定を受けた、型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-1の規定の適用にあたっては同表の無負荷急加速黒煙の値、4-50-1-2(1)の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値及び4-50-1-2(1)の規定の適用にあたってはディーゼル8モードの欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表 軽油を燃料とする大型特殊自動車（定格出力 56kW以上 75kW未満のもの）

区分		4-50-1-2(1) ウ関係					4-50-1-2(1) 関係		4-50-1-1 関係							
規制年	識別記号	適用時期			測定モード (単位)	モード規制値					適用関係 告示根拠	ディーゼル8 モード (%)	適用関係 告示根拠	無負荷急 加速黒煙 規制値 (%)	適用関係 告示根拠	
		新 型 生 産 車	継続生産 車・排出 ガス非認 証車(輸 入自動車 を除く。)	輸 入 自 動 車		CO	HC	NOx	PM	備考						
なし	なし	平15.9.30 以前	平16.8.31 以前	平16.8.31 以前	なし	なし	なし	なし	なし	なし	1項 7号	なし	なし	なし	なし	なし
平15	SB	平15.10.1	平16.9.1	平16.9.1	8 (g/kWh)	6.50	1.69	9.10	0.52	【注】	99項	40 【注】	100 項	同上	1項 8号	
平20	KDP	平20.10.1	平22.9.1	平22.9.1	同上	同上	0.93	5.32	0.33	【注】	-	30 【注】	-	30	-	

注1 モード規制値欄及び無負荷急加速黒煙規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないものとする。

2 排出ガス非認証車に対する無負荷急加速黒煙規制については、識別記号の有無にかかわらず、製作年月日により規制年を判断する。

3 モード規制値欄中備考欄及びディーゼル8モード規制値欄の【注】は、4-50-1-2(3)により、規制の適用が猶予されることを示す。

4-50-23 従前規定の適用

軽油を燃料とする大型特殊自動車のうち、定格出力が75kW以上130kW未満である原動機を備えた自動車であって、平成20年8月31日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成19年10月1日以降に指定を受けた、型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-1の規定の適用にあたっては同表の無負荷急加速黒煙の値、4-50-1-2(1)の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値及び4-50-1-2(1)の規定の適用にあたってはディーゼル8モードの欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表 軽油を燃料とする大型特殊自動車（定格出力 56kW以上 75kW未満のもの）

区分		4-50-1-2(1) ウ関係					4-50-1-2(1) 関係		4-50-1-1 関係							
規制年	識別記号	適用時期			測定モード (単位)	モード規制値					適用関係 告示根拠	ディーゼル8 モード (%)	適用関係 告示根拠	無負荷急 加速黒煙 規制値 (%)	適用関係 告示根拠	
		新 型 生 産 車	継続生産 車	輸 入 車		CO	HC	NOx	PM	備考						
なし	なし	平15.9.30 以前	平16.8.31 以前	平16.8.31 以前	なし	なし	なし	なし	なし	なし	1項 7号	なし	なし	なし	なし	なし
平15	SB	平15.10.1	平16.9.1	平16.9.1	8 (g/kWh)	6.50	1.69	9.10	0.52	【注】	99項	40	100 項	同上	1項 8号	
平20	KDP	平20.10.1	平22.9.1	平22.9.1	同上	同上	0.93	5.32	0.33	【注】	-	30	-	30	-	

注1 モード規制値欄及び無負荷急加速黒煙規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないものとする。

4-50-23 従前規定の適用

軽油を燃料とする大型特殊自動車のうち、定格出力が75kW以上130kW未満である原動機を備えた自動車であって、平成20年8月31日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成19年10月1日以降に指定を受けた、型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-1の規定の適用にあたっては同表の無負荷急加速黒煙の値、4-50-1-2(1)の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値及び4-50-1-2(1)の規定の適用にあたってはディーゼル8モードの欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表 軽油を燃料とする大型特殊自動車（定格出力 75kW以上 130kW未満のもの）

区 分		4-50-1-2(1) A関係							4-50-1-2(1) 関係		4-50-1-1 関係					
規 制 年	識 別 記 号	適 用 時 期			測 定 モード (単位)	モ ー ド 規 制 値					適 用 関 係 告 示 根 拠	デ ィ ー ゼ ル 8 モ ー ド (%)	適 用 関 係 告 示 根 拠	無 負 荷 急 加 速 黒 煙 規 制 値 (%)	適 用 関 係 告 示 根 拠	
		新 型 生 産 車	繼 続 生 産 車・排 出 力 非 認 証 車 (輸 入 自 動 車 を 除 く。)	輸 入 自 動 車		CO	HC	NOx	PM	備 考						
					(略)											
平15	SC	平15.10.1	平16.9.1	平16.9.1	8 (g/kWh)	6.50	1.30	7.80	0.39	【注】	95項	40 【注】	100項	同上	1項8号	
平19	EDR	平19.10.1	平20.9.1	平20.9.1	同上	同上	0.53	4.79	0.27	【注】	—	25 【注】	—	25	—	

注1 (略)

- 2 排出ガス非認証車に対する無負荷急加速黒煙規制については、識別記号の有無にかかわらず、製作年月日により規制年を判断する。
- 3 モード規制値欄中備考欄及びディーゼル8モード規制値欄の【注】は、4-50-1-2(3)により、規制の適用が猶予されることを示す。

4-50-24 従前規定の適用

軽油を燃料とする大型特殊自動車のうち、定格出力が130kW以上560kW未満である原動機を備えたものであって、平成20年8月31日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成18年10月1日以降に指定を受けた、型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-1の規定の適用にあたっては同表の無負荷急加速黒煙の値、4-50-1-2(1)の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値及び4-50-1-2(1)の規定の適用にあたってはディーゼル8モードの欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表 軽油を燃料とする大型特殊自動車（定格出力 75kW以上 130kW未満のもの）

区 分		4-50-1-2(1) B関係							4-50-1-2(1) 関係		4-50-1-1 関係					
規 制 年	識 別 記 号	適 用 時 期			測 定 モード (単位)	モ ー ド 規 制 値					適 用 関 係 告 示 根 拠	デ ィ ー ゼ ル 8 モ ー ド (%)	適 用 関 係 告 示 根 拠	無 負 荷 急 加 速 黒 煙 規 制 値 (%)	適 用 関 係 告 示 根 拠	
		新 型 生 産 車	繼 続 生 産 車	輸 入 車		CO	HC	NOx	PM	備 考						
					(略)											
平15	SC	平15.10.1	平16.9.1	平16.9.1	8 (g/kWh)	6.50	1.30	7.80	0.39		95項	40	100項	同上	1項8号	
平19	EDR	平19.10.1	平20.9.1	平20.9.1	同上	同上	0.53	4.79	0.27			25		25		

注1 (略)

4-50-24 従前規定の適用

軽油を燃料とする大型特殊自動車のうち、定格出力が130kW以上560kW未満である原動機を備えたものであって、平成20年8月31日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成18年10月1日以降に指定を受けた、型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-1の規定の適用にあたっては同表の無負荷急加速黒煙の値、4-50-1-2(1)の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値及び4-50-1-2(1)の規定の適用にあたってはディーゼル8モードの欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表 軽油を燃料とする大型特殊自動車（定格出力 130kW以上 560kW未満のもの）

区分		4-50-1-2(1) オ関係					4-50-1-2(1) 関係		4-50-1-1 関係						
規制年	識別記号	適用時期			測定モード (単位)	モード規制値					ディーゼル8モード (%)	無負荷急加速黒煙規制値 (%)	適用関係告示根拠		
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車(輸入自動車を除く。)	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	備考				適用関係告示根拠	
なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	
平15	SD	平15.10.1	平16.9.1	平16.9.1	8 (g/kWh)	4.55	1.30	7.80	0.26	【注】	91項	40 【注】	100 項	同上	1項 8号
平18	DS	平18.10.1	平20.9.1	平20.9.1	同上	同上	0.53	4.79	0.23	【注】	-	25 【注】	-	25	-

注1 モード規制値欄及び無負荷急加速黒煙規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないものとする。

2 排出ガス非認証車に対する無負荷急加速黒煙規制については、識別記号の有無にかかわらず、製作年月日により規制年を判断する。

3 モード規制値欄中備考欄及びディーゼル8モード規制値欄の【注】は、4-50-1-2(3)により、規制の適用が猶予されることを示す。

4-50-25 従前規定の適用²¹

ガソリンを燃料とする二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。)のうち、軽自動車であって、平成19年8月31日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成18年10月1日以降に施行規則第62条の3第1項の規定によりその型式について認定を受けた自動車を除く。)については、次の適用表²¹の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-1の規定の適用にあたっては同表のアイドリング規制値の欄に掲げる値、4-50-1-2(1)の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表 軽油を燃料とする大型特殊自動車（定格出力 130kW以上 560kW未満のもの）

区分		4-50-1-2(1) オ関係					4-50-1-2(1) 関係		4-50-1-1 関係						
規制年	識別記号	適用時期			測定モード (単位)	モード規制値					ディーゼル8モード (%)	無負荷急加速黒煙規制値 (%)	適用関係告示根拠		
		新型生産車	継続生産車	輸入車		CO	HC	NOx	PM	備考				適用関係告示根拠	
なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	
平15	SD	平15.10.1	平16.9.1	平16.9.1	8 (g/kWh)	4.55	1.30	7.80	0.26	【注】	91項	40 【注】	100 項	同上	1項 8号
平18	DS	平18.10.1	平20.9.1	平20.9.1	同上	同上	0.53	4.79	0.23	【注】	-	25 【注】	-	25	-

注1 モード規制値欄及び無負荷急加速黒煙規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないものとする。

4-50-25 従前規定の適用²¹

ガソリンを燃料とする二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。)のうち、軽自動車であって、平成19年8月31日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成18年10月1日以降に施行規則第62条の3第1項の規定によりその型式について認定を受けた自動車を除く。)については、次の適用表²¹の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-1の規定の適用にあたっては同表のアイドリング規制値の欄に掲げる値、4-50-1-2(1)の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表 21 ガソリンを燃料とする軽二輪自動車

区 分					4 - 50 - 1 - 2(1) イ関係				4 - 50 - 1 - 1 関係					
規制年	識別記号	適用時期			測定モード (単位)	モード規制値				アイドリング規制値			適用関係 告示根拠	
		新型 生産車	継続 生産車	輸入 自動車		CO	HC	NOx	備考	CO %	HC ppm	備考		
					(略)									
平18	JAK JBK	平18.10.1	平19.9.1	平19.9.1	二輪車 モード (g/km)	2.0	0.30	0.15	—	3.0	1000	—		

4 - 50 - 26 従前規定の適用 22

ガソリンを燃料とする二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。)のうち、小型自動車であって、平成 20 年 8 月 31 日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって平成 19 年 10 月 1 日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表 22 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4 - 50 - 1 - 1 の規定の適用にあたっては同表のアイドリング規制値の欄に掲げる値、4 - 50 - 1 - 2(1) の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表 22 ガソリンを燃料とする小型二輪自動車

区 分					4 - 50 - 1 - 2(1) イ関係				4 - 50 - 1 - 1 関係					
規制年	識別記号	適用時期			測定モード (単位)	モード規制値				アイドリング規制値			適用関係 告示根拠	
		新型 生産車	継続生産 車・排出力 非認証車 (輸入自動車 を除く。)	輸入 自動車		CO	HC	NOx	備考	CO %	HC ppm	備考		
					(略)									
平19	EAL EEL	平19.10.1	平20.9.1	平20.9.1	二輪車 モード (g/km)	2.7	0.40	0.20	—	3.0	1000	—		

注 排出ガス非認証車については、識別記号の有無にかかわらず、製作年月日により規制年を判断する

4 - 51 排気管からの排出ガス発散防止装置の機能維持

4 - 51 - 1 - 2 書面等による審査

(1) ~ (2) (略)

[排出ガス非認証車等の適用猶予]

適用表 21 ガソリンを燃料とする軽二輪自動車

区 分					4 - 50 - 1 - 2(1) イ関係				4 - 50 - 1 - 1 関係					
規制年	識別記号	適用時期			測定モード (単位)	モード規制値				アイドリング規制値			適用関係 告示根拠	
		新型 生産車	継続 生産車	輸入車		CO	HC	NOx	備考	CO %	HC ppm	備考		
					(略)									
平18	JAK JBK	平18.10.1	平19.9.1	平19.9.1	二輪車 モード (g/km)	2.0	0.30	0.15	—	3.0	1000	—		

4 - 50 - 26 従前規定の適用 22

ガソリンを燃料とする二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。)のうち、小型自動車であって、平成 20 年 8 月 31 日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって平成 19 年 10 月 1 日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表 22 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4 - 50 - 1 - 1 の規定の適用にあたっては同表のアイドリング規制値の欄に掲げる値、4 - 50 - 1 - 2(1) の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表 22 ガソリンを燃料とする小型二輪自動車

区 分					4 - 50 - 1 - 2(1) イ関係				4 - 50 - 1 - 1 関係					
規制年	識別記号	適用時期			測定モード (単位)	モード規制値				アイドリング規制値			適用関係 告示根拠	
		新型 生産車	継続生産 車	輸入車		CO	HC	NOx	備考	CO %	HC ppm	備考		
					(略)									
平19	EAL EEL	平19.10.1	平20.9.1	平20.9.1	二輪車 モード (g/km)	2.7	0.40	0.20	—	3.0	1000	—		

4 - 51 排気管からの排出ガス発散防止装置の機能維持

4 - 51 - 1 - 2 書面等による審査

(1) ~ (2) (略)

[並行・試作等の O B D 適用外]

(3) 普通自動車及び小型自動車の排出ガス非認証車(4-50-1-2(2)の規定により排出ガス発散防止性能の規定の適用が猶予されている自動車を除く。)並びに軽自動車(型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車、自動車型式認証実施要領別添2の新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱制度に基づく輸入自動車特別取扱を受けた自動車を除く。)については、設備・体制整備等を行い試験の実施が可能となる環境が整うまでの間、(1)の規定にかかわらず、新規検査又は予備検査の際、自動車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置の機能に支障が生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報する装置を備えたものであればよい。なお、この場合には、5-51-1(1)の規定を準用する。(適用関係告示第28条第82項関係)

(4) 4-50-1-2(2)及び(3)の規定により排出ガス発散防止性能の規定の適用が猶予されている自動車については、設備・体制整備等を行い試験の実施が可能となる環境が整うまでの間、(1)の規定は適用しない。(適用関係告示第28条第84項関係)

4-51-4 適用関係の整理

(1)~(4) (略)

(5) 平成18年9月30日以前に製作されたガソリン、液化石油ガス又は軽油を燃料とする普通自動車又は小型自動車の排出ガス非認証車のうち、車両総重量2.5t(ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車であって、平成15年9月1日以降に製作されたものを除く。)については、4-51-9(従前規定の適用)の規定を適用する。(適用関係告示第28条第1項第10号関係)

4-51-9 従前規定の適用

平成18年9月30日以前に製作されたガソリン、液化石油ガス又は軽油を燃料とする普通自動車又は小型自動車の排出ガス非認証車のうち、車両総重量2.5t(ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車であって、平成15年9月1日以降に製作されたもの あつては、3.5t)を超えるもの(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のもの を除く。)については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第28条第1項第10号関係)

4-51-9-1 性能要件

4-51-9-1-1 視認等による審査

なし。

4-51-9-1-2 書面等による審査

なし。

5-17 二輪車の制動装置

(3) 普通自動車、小型自動車及び軽自動車(型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車、自動車型式認証実施要領別添2の新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱制度に基づく輸入自動車特別取扱を受けた自動車を除く。)については、設備・体制整備等を行い試験の実施が可能となる環境が整うまでの間、(1)の規定にかかわらず、新規検査又は予備検査の際、自動車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置の機能に支障が生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報する装置を備えたものであればよい。なお、この場合あつては、5-51-1(1)の規定を準用する。(適用関係告示第28条第82項関係)

4-51-4 適用関係の整理

(1)~(4) (略)

5-17 二輪車の制動装置

5 - 17 - 2 - 2 視認等による審査

- (1) (略)
- (2) 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。(細目告示第 171 条第 4 項関係)
- ~ (略)
- 主制動装置は、2 個の独立した操作装置を有し、1 個により前車輪を含む車輪を制動し、他の 1 個により後車輪を含む車輪を制動すること。ただし、1 - 3³³イの側車付二輪自動車であって、1 個の操作装置により全ての車輪を制動する主制動装置を有するものにあつては、この限りでない。この場合において、5 - 15 - 2 - 1 (3) 後段の規定を準用する。(細目告示第 171 条第 4 項第 3 号関係)
- (略)

5 - 36 座席ベルト等

5 - 36 - 1 装備要件

- (1) 次の表の左欄に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。)には、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、同表の中欄に掲げるその自動車の座席〔5 - 34 - 1 (5)アからオまでに掲げる座席(イに掲げる座席にあつては、座席の後面部分のみが折り畳むことができるものを除く。)及び幼児専用車の幼児用座席を除く。〕の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止し、又は上半身を過度に前傾することを防止するため、それぞれ同表の右欄に掲げる座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えなければならない。(保安基準第 22 条の 3 第 1 項関係)

5 - 17 - 2 - 2 視認等による審査

- (1) (略)
- (2) 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。(細目告示第 171 条第 4 項関係)
- ~ (略)
- 主制動装置は、2 個の独立した操作装置を有し、1 個により前車輪を含む車輪を制動し、他の 1 個により後車輪を含む車輪を制動すること。ただし、1 - 3²⁷イの側車付二輪自動車であって、1 個の操作装置により全ての車輪を制動する主制動装置を有するものにあつては、この限りでない。この場合において、5 - 15 - 2 - 1 (3) 後段の規定を準用する。(細目告示第 171 条第 4 項第 3 号関係)
- (略)

5 - 36 座席ベルト等

5 - 36 - 1 装備要件

- (1) 次の表の左欄に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。)には、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、同表の中欄に掲げるその自動車の座席〔5 - 34 - 1 (5)アからオまでに掲げる座席(イに掲げる座席にあつては、座席の後面部分のみが折り畳むことができるものを除く。)及び幼児専用車の幼児用座席を除く。〕の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止し、又は上半身を過度に前傾することを防止するため、それぞれ同表の右欄に掲げる座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えなければならない。(保安基準第 22 条の 3 第 1 項関係)

自動車の種別	座席の種別	座席ベルトの種別	自動車の種別	座席の種別	座席ベルトの種別
専ら乗用の用に供する自動車であって、次に掲げるもの ア 乗車定員 10 人未満の自動車 イ 乗車定員 10 人以上の自動車であって、車両総重量が 3.5t 以下のもの（ に掲げるものを除く。）	運転者席その他の座席であって、前向きのもの（この表において「前向き座席」という。）	当該座席の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止し、かつ、上半身を過度に前傾することを防止するための座席ベルト（この表において「第二種座席ベルト」という。）	専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車であって、乗車定員 10 人以下の自動車	運転者席その他の自動車の側面に隣接する座席であって前向きのもの（以下この表において「運転者席等」という。）	当該座席の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止し、かつ、上半身を過度に前傾することを防止するための座席ベルト（以下「第二種座席ベルト」という。）
	上欄に掲げる座席以外の座席	当該座席の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止するための座席ベルト（第二種座席ベルトを除く。この表において「第一種座席ベルト」という。）又は第二種座席ベルト		運転者席等以外の座席	当該座席の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止するための座席ベルト（第二種座席ベルトを除く。以下「第一種座席ベルト」という。）又は第二種座席ベルト
専ら乗用の用に供する自動車であって、乗車定員 10 人以上のもの（イ及び に掲げるものを除く。）	前向き座席（ 5 - 36 - 1(2)アの基準に適合するものを除く。）	第二種座席ベルト	普通自動車（専ら乗用の用に供する自動車であって、乗車定員 10 人以下のもの及び高速自動車国道等に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車を除く。）並びに小型自動車及び軽自動車（乗車定員 10 人以下のものを除く。）	すべての座席	第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト
	上欄に掲げる座席以外の座席	第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト			
専ら乗用の用に供する自動車であって、乗車定員 10 人以上のもの（高速道路等において運行しないものに限る。）	運転者席及びこれと並列の座席	第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト			

<p>貨物の運送の用に供する自動車であって、車両総重量が3.5t以下のもの</p>	<p>前向き座席のうち、運転者席及びこれと並列の座席並びに自動車の側面に隣接する座席(5-36-1(2)イの基準に適合するものを除く。)</p>	<p>第二種座席ベルト</p>	<p>普通自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動車であって、高速自動車国道等に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車に限る。)</p>	<p>運転者席及びこれと並列の座席</p>	<p>第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト</p>
<p>貨物の運送の用に供する自動車であって、車両総重量が3.5tを超えるもの</p>	<p>前向き座席のうち、運転者席及びこれと並列の座席(5-36-1(2)イの基準に適合するものを除く。)</p>	<p>第二種座席ベルト</p>			
	<p>上欄に掲げる座席以外の座席</p>	<p>第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト</p>			

(2) (1)の表中の座席の種別欄の基準は、次に掲げる基準とする。(細目告示第186条第1項関係)

ア 当該座席について、専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車の座席に着席している座席ベルトを装着した乗員が接触するおそれのある車両内部の構造を有さないもの又は接触するおそれのある車両内部の構造が協定規則第80号の技術的な要件〔協定規則第80号改訂補足第1改訂版の技術的な要件(規則5、6及び7.に限る。)をいう。〕に定める基準に適合するものであること。

イ 貨物の運送の用に供する自動車の運転者席と並列の座席であって、車両の中心位置に備える座席に着席している座席ベルトを装着した乗員が前面ガラスに接触するおそれのない構造を有しているものであること。

(3)～(4) (略)

(5) 専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動車(昭和62年8月31日以前に製作された自動車を除く。)であって、運転者席及びこれと並列の座席以外の座席のうち、第一種座席ベルト又は第二種座席ベルトが備えられていない座席がある自動車については、高速道路等を運行しない自動車として審査を行うものとする。

5-36-2 性能要件(視認等による審査)

(1) (略)

(2) 次に掲げる座席ベルトの取付装置であって損傷のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第186条第5項関係)

指定自動車等に備えられている座席ベルトの取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた座席ベルトの取付装置

法第75条の2第1項の規定に基づく装置の指定を受けた座席ベルトの取付装置又

(2) (1)の表中の「自動車の側面に隣接する座席」とは、座席の中心部の前縁から、奥行の方向に水平距離で20cmの位置における座席の側端からその高さにおける客室内壁面(ホイールハウス、肘かけその他の突起物及び局部的なくぼみ部を除く。)までの水平距離が20cmを超える座席以外の座席とする。(細目告示第186条第1項関係)

(3)～(4) (略)

5-36-2 性能要件(視認等による審査)

(1) (略)

(2) 指定自動車等に備えられている座席ベルトの取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた取付装置であって、損傷のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第186条第5項関係)

はこれに準ずる性能を有する座席ベルトの取付装置

- (3) (略)
- (4) 次に掲げる座席ベルトであって装着者に傷害を与えるおそれのある損傷、擦過痕等のないものは、(3)に掲げる基準に適合するものとする。(細目告示第186条第7項関係)
- 指定自動車等に備えられている座席ベルトと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた座席ベルト
- 協定規則第16号の技術的な要件〔協定規則第16号第4改訂補足第16改訂版の技術的な要件(規則6、7、及び8に限る。)をいう。〕に定める基準に適合する座席ベルトに準ずる性能を有する座席ベルト

別添2(2-13関係) 並行輸入自動車審査要領
別表第2(別添2の別表第1「別添13「二輪車の制動装置の技術基準」欄 関係)
二輪車の制動装置の技術基準に適合している自動車一覧表

- (1)、(2) (略)
- (3) 本田技研工業株式会社

車名・型式	原動機型式	指定番号(指定年月日)	通称名	同一な輸出口型式(太字部分は一定、下線部は変化有り)	原動機型式	通称名	主な輸出先	備考
ホンダ・BC-PC35 ～ ホンダ・BC-RC50	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ホンダ・BC-SC57	SC57E	<u>12368</u> (H16.3.29)	CBR1000RR	JH2SC570 *4M0 00001	SC57E	CBR1000RR	US・カタ	
ホンダ・アメリカ・EBL-SC47	SC47E	<u>15290</u> (H17.12.21)	ゴ-ルトウイ グ	1HFSC47A *6A0 00001	SC47E	GL1800	US・カタ	

- (4) (略)

附 則(平成18年9月29日検査法人規程第6号)
この規程は、平成18年10月1日から施行する。
ただし、特種自動車に係る4-50及び4-51の規定は、平成19年4月1日から施行する。
また、3-3-15、3-4-9、4-36-1(5)及び5-36-1(5)の規定は、平成18年

- (3) (略)
- (4) 指定自動車等に備えられている座席ベルトと同一の座席ベルト又はJIS D 4604「自動車用シートベルト」若しくはこれと同程度以上の規格に適合した座席ベルトであって、所定の性能を保持し、及び装着者に傷害を与えるおそれのある損傷、擦過痕等のないものは、(3)に掲げる基準に適合するものとする。(細目告示第186条第7項関係)

別添2(2-13関係) 並行輸入自動車審査要領
別表第2(別添2の別表第1「別添13「二輪車の制動装置の技術基準」欄 関係)
二輪車の制動装置の技術基準に適合している自動車一覧表

- (1)、(2) (略)
- (3) 本田技研工業株式会社

車名・型式	原動機型式	指定番号(指定年月日)	通称名	同一な輸出口型式(太字部分は一定、下線部は変化有り)	原動機型式	通称名	主な輸出先	備考
ホンダ・BC-PC35 ～ ホンダ・BC-RC50	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ホンダ・BC-SC57	SC57E	<u>11861</u> (H16.3.29)	CBR1000RR	JH2SC570 *4M0 00001	SC57E	CBR1000RR	US・カタ	

- (4) (略)

9月30日以前に高速自動車国道等に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車として登録された自動車であって、座席ベルトの構造、取付位置に変更がないものについては、平成19年9月30日までの間、なお従前の例によることができる。